

第2次
菊川市環境基本計画
(案)

令和2年3月

菊 川 市

市長の言葉と写真挿入予定

第2次菊川市環境基本計画 目次

第1章 計画の基本的事項	1
1 計画策定の目的と背景	1
2 計画の位置づけ	5
3 計画の期間	6
4 計画の対象とする地域と環境分野	7
第2章 菊川市の環境の現状	8
1 菊川市の概況	9
2 自然環境	11
3 生活環境	14
4 循環型社会	18
5 地球環境	20
6 環境教育・環境活動	23
7 アンケート調査結果	25
第3章 計画の目標	38
1 目指すべき環境像	39
2 環境像実現のための環境目標	40
3 取り組みの全体像（体系図）	41
第4章 取り組みの方向	42
1-1 自然環境の保全	45
1-2 自然とのふれあいの推進	49
2-1 菊川の水質保全	51
2-2 快適な生活環境の確保	54
2-3 みどり豊かな空間の創造	57
3-1 4R推進のまちづくり	60
3-2 ごみの適正な処理	63
4-1 地球温暖化対策の推進	64
4-2 地球環境を守るくらしの創出	66
5-1 環境まちづくり活動の促進	69
5-2 環境意識の高揚	71
6 第2次環境基本計画の数値目標一覧	74
第5章 計画の推進体制と進行管理	78
1 推進体制	79
2 進行管理	81
資料編	82

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の目的と背景

(1) 目的

「第2次菊川市環境基本計画」(以下「本計画」という。)は、菊川市環境基本条例第8条に示される、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定める基本的な計画です。

本計画は、本市の環境についてどのように保全し、共生していくかという基本理念を定め、この実現に向けて本市の環境への取り組みの方向性を示し、市と市民、事業者すべてが協力し合い、それぞれの立場で取り組みを实践できるように計画を策定するものです。

< 菊川市環境基本条例 (抄) >

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、これらに関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、環境の保全及び創造に関する中長期的な目標及び基本的な施策その他環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項について定めるものとする。

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ市民等の意見を聴くために必要な措置を講ずるとともに、菊川市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。

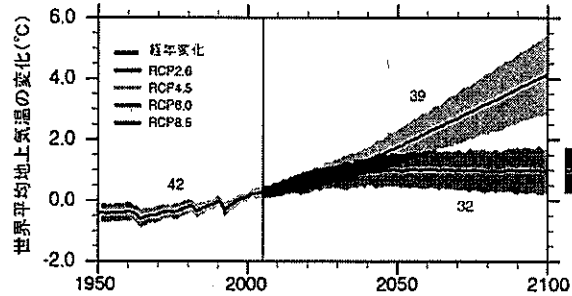
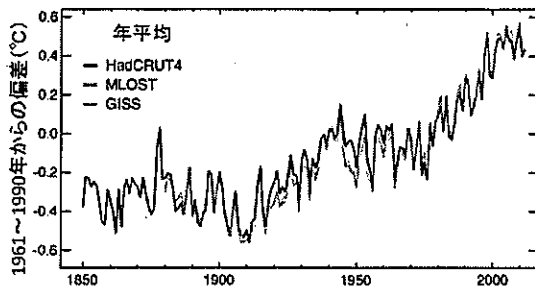
5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(2) 背景

気候変動や地球温暖化を巡る国内外の動向について下記に示します。

① 「気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第5次評価報告書」

2013年(平成25年)9月より段階的に発表された「気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第5次評価報告書」では、地球の気候システムの温暖化には疑う余地がなく、特に1950年代以降の変化はここ数千年間にわたり前例のないものであり、気温・海水温上昇・海水面水位上昇・雪氷減少などの自然環境への影響が過去よりも顕著に表れているとの観測結果が報告されています。さらに、第4次評価報告書時点では「20世紀半ば以降の温暖化の要因として、人為起源の温室効果ガス濃度増加による可能性が非常に高い(90%以上)」としていた影響評価からさらに一步踏み込んだ表現として、「人間の影響の可能性が極めて高い(95%以上)」という評価報告が行われています。



世界の地上気温の経年変化（左）と1950年～2100年までの気温変化予測（右）

② パリ協定

2015年（平成27年）11月、フランス・パリでCOPの第21回会議である「COP21」が開催され、2020年（令和2年）以降の法的枠組みである「パリ協定」が採択されました。パリ協定は、2005年（平成17年）2月に発行された「京都議定書」に代わる2020年（令和2年）以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組です。

パリ協定では、産業革命前からの世界の平均気温上昇を2度未満に抑えることを目標とするほか、1.5度未満を目指す努力を行うことについても言及されています。そして、その目標達成のため、各国が決めた貢献案を5年ごとに更新・提出すること等が定められました。

③ 持続可能な開発目標（SDGs）による施策の推進

2015年（平成27年）9月、アメリカ・ニューヨーク国連本部で開催された「国連持続可能な開発サミット」において「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ（以下「2030アジェンダ」という。）が採択されました。2030アジェンダは、世界全体の経済、社会及び環境の三つの側面を不可分のものとして調和させる統合的取り組みとして作成された、先進国と開発途上国とが共に取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標です。

その中で、経済、社会、環境をめぐる広範囲な課題に統合的に取り組むことにより、持続可能な社会の実現を目指す目標として「持続可能な開発目標（以下「SDG



SDGsの掲げる17目標（出典：国連広報センター）

s」という。)」が掲げられました。SDGsは、2030年度(令和12年度)までに達成すべき17の目標と169のターゲットから構成されています。

SDGsは先進国を含む全ての国が対象となり、各国がその力を結集し、目標達成に向けて課題解決への取り組みを実現することが求められています。

④ 第5次環境基本計画

2018年(平成30年)4月、我が国で第5次環境基本計画(以下「第5次計画」という。)が閣議決定されました。環境基本計画は、環境基本法に基づき、国の環境保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等を定めるものです。

第5次計画はパリ協定の採択後に初めて策定される環境基本計画であり、その中で、SDGsの考え方を活用することが求められています。

SDGsは一つの行動によって複数の課題を統合的に解決しながら利益を生み出すマルチベネフィットを目指していることから、今後の環境政策においても、環境の保全のみにとどまらず、相互に不可分となっている経済・社会の諸問題についてもWin-Winの関係となるべく統合的向上を図る役割が求められています。

また、SDGsの実現は地域の課題解決にも直結するものであるとし、地域の視点を取り入れ、SDGsの考え方を活用して地域における各種計画の改善に資するようなものにすることが必要であるとしています。

⑤ 地域循環共生圏

各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方です。「地域循環共生圏」は、農山漁村も都市も活かす、我が国の地域の活力を最大限に発揮する構想であり、その創造によりSDGsやSociety 5.0の実現にもつながるものです。

2018年4月に閣議決定した国の第5次環境基本計画では、国連「持続可能な開発目標」(SDGs)や「パリ協定」といった世界を巻き込む国際的な潮流や複雑化する環境・経済・社会の課題を踏まえ、複数の課題の統合的な解決というSDGsの考え方も活用した「地域循環共生圏」を提唱しています。

⑥ ESG投資

環境・社会・企業統治に配慮している企業を重視・選別して行なう投資のことです。ESG評価の高い企業は事業の社会的意義、成長の持続性など優れた企業特性を持つと言えます。社会的な課題が投資家にとっては投資機会を(ESG投資)、企業にとってはビジネス機会(SDGs)をもたらすという点で、ESG投資とSDGsは共通の考え方を持ちます。

⑦ 静岡県海洋プラスチックごみ防止6R県民運動

近年、生態系や人の健康への影響が懸念されるとして、海洋プラスチックごみ問

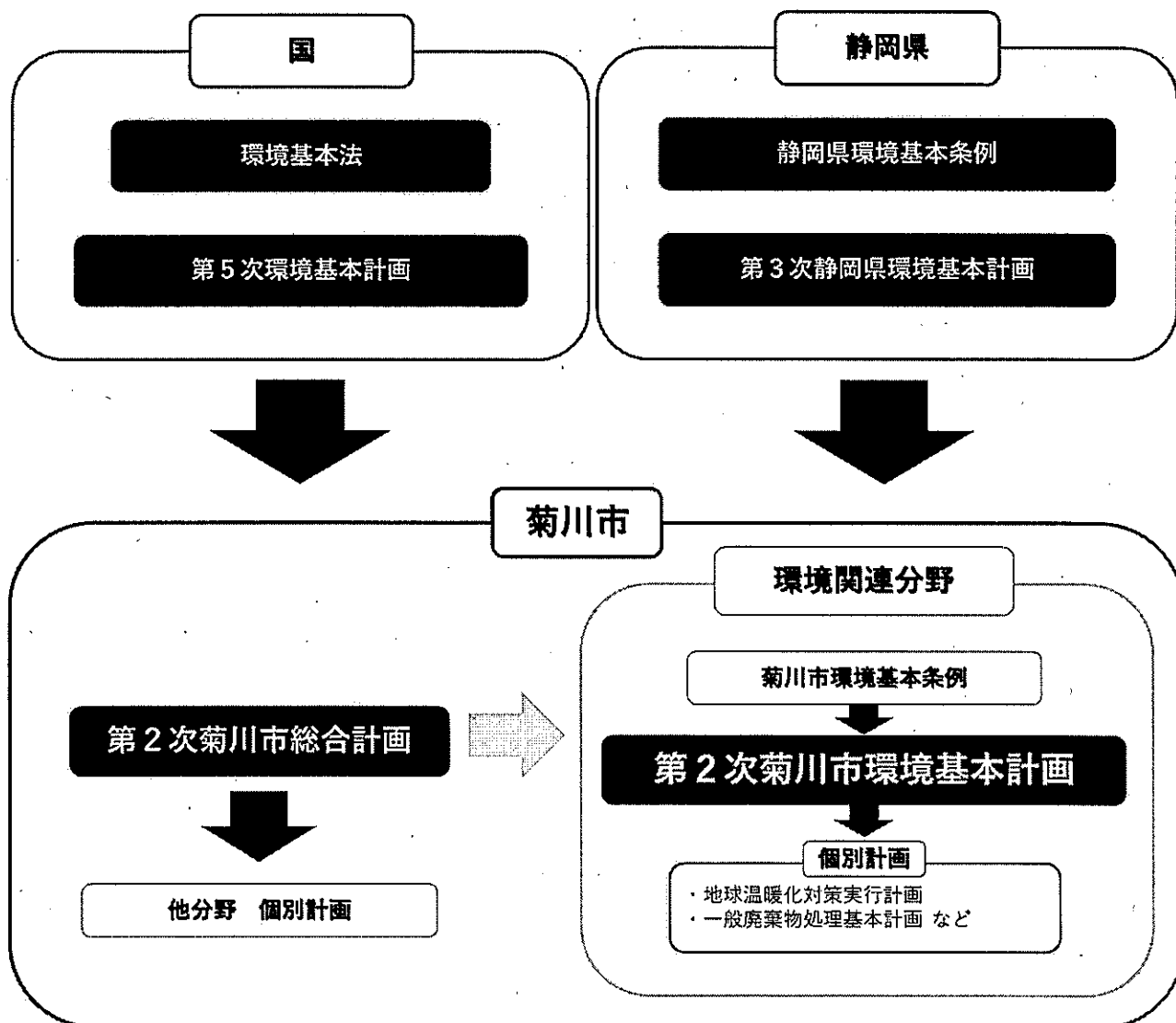
題の解決が地球規模での喫緊かつ重要な課題となっています。そこで静岡県では、海洋プラスチックごみの増加に対応するため、県民一人ひとりによるプラスチックごみの発生抑制と海洋への流出を防止する6R県民運動を推進しています。

⑧ 第1次菊川市環境基本計画の策定

本市では、2008年（平成20年）9月に「菊川市環境基本条例」を施行、2010年（平成22年）3月に同条例に基づく「第1次菊川市環境基本計画（以下「第1次計画」という。）」を策定し、2014年度（平成26年度）には、各施策と課題を検証し、見直しを行った改訂版を策定しました。第1次計画では、本市の将来像である「みどり次世代」の「みどり」に表される地域環境の豊かさが本市の財産であるとともに、この豊かな地域環境を守り育て、次の世代に引き継ぐ必要があることから、市民・事業者・行政が一体となってこれに取り組むことのできる方策を推進してきました。

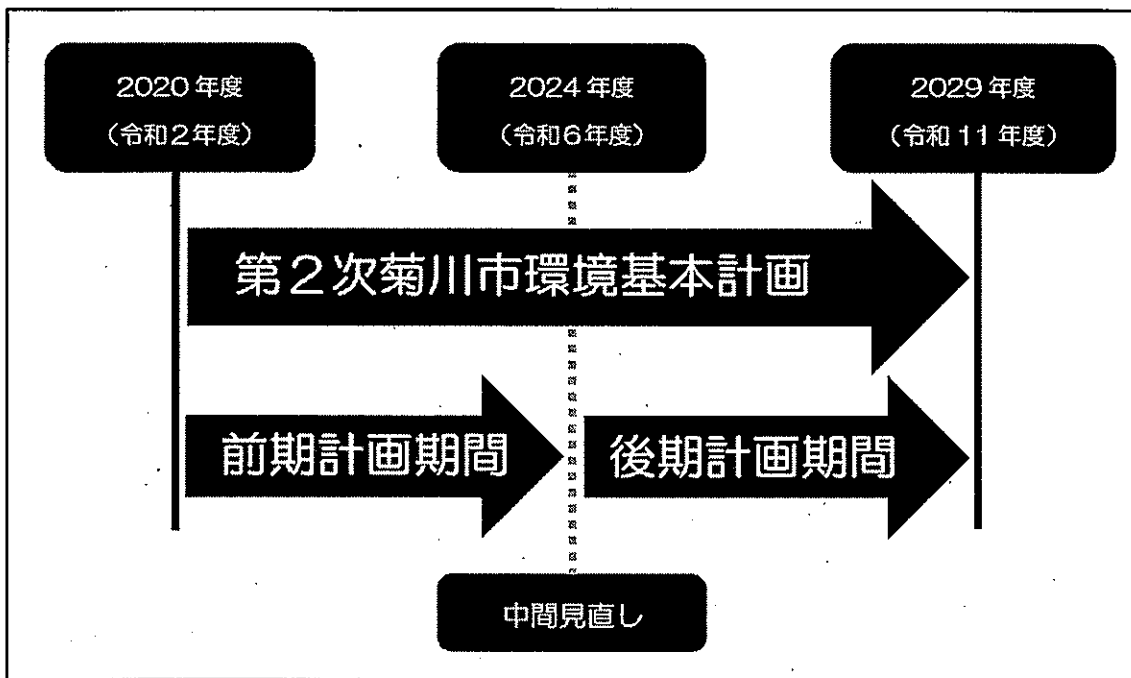
2 計画の位置づけ

本計画は、「菊川市環境基本条例」に基づき、上位計画である「第2次菊川市総合計画」の基本構想に掲げられている目指すべきまちの将来像を実現するために、環境面から施策を推進する計画として、国や静岡県環境基本計画に則して策定するものです。



3 計画の期間

本計画の期間は、2020年度（令和2年度）～2029年度（令和11年度）までの10年間とします。また、初年度から5年目の中間年度である2024年度（令和6年度）には、これまでの取り組みを検証するとともに、より現況に即した計画となるよう見直しを行います。ただし、環境をめぐる自然的・社会的情勢に変化が生じた場合には、計画期間に関わらず計画の見直しを行い、これらに適切に対応することとします。



4 計画の対象とする地域と環境分野

(1) 対象地域

本計画の対象となる区域は、本市の行政区域とします。

(2) 対象分野

本計画の対象とする環境分野は、以下の5つの分野とします。

① 自然環境

生物多様性・自然環境の保全

② 生活環境

水環境や大気環境、騒音や悪臭等の生活環境の保全

③ 循環型社会

4Rの推進、ごみ適正処理

④ 地球環境

新エネルギー導入や地産地消等、脱炭素社会の構築に向けた取り組みの推進

⑤ 環境教育・環境活動

環境教育・環境学習の推進や人材育成への注力

第2章 菊川市の環境の現状

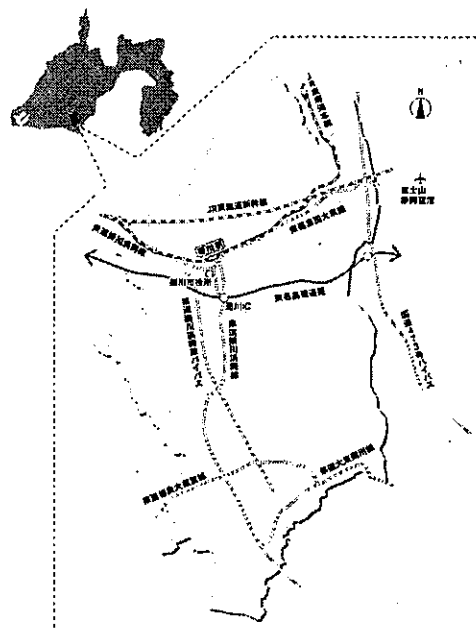
1 菊川市の概況

(1) 位置・面積・地形

本市は静岡県の中西部、静岡市と浜松市のほぼ中間に位置し、西は掛川市、北は島田市、東は牧之原市、南は御前崎市に面した内陸部にあります。

本市の地形は、市の中心を流れる菊川とその支川の周囲に発達した低地（菊川平野）と、それを取り囲むように分布する掛川丘陵、小笠丘陵、牧之原台地及び南山丘陵からなります。

市域は東西約9 km、南北約17 km、面積は94.19 km²です。

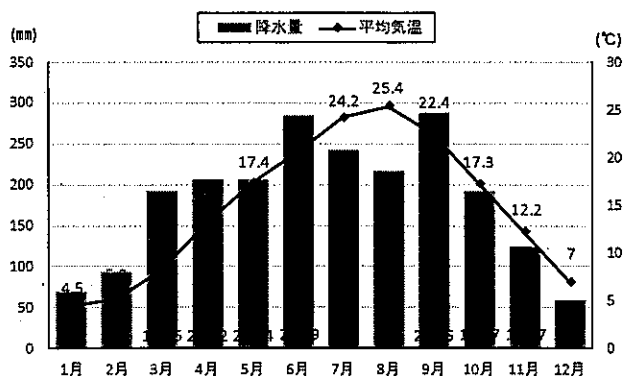


菊川市の位置図

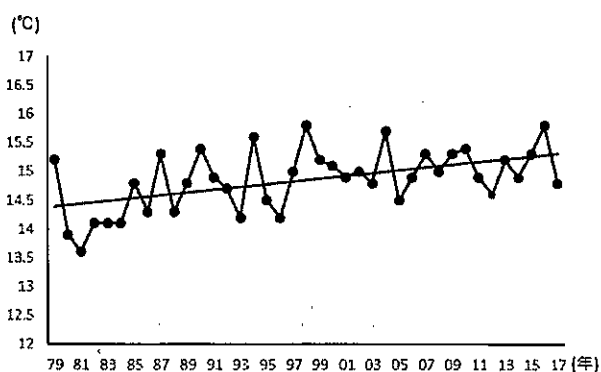
(2) 気象

本市の気候は、典型的な太平洋岸気候に属しており、夏は南から太平洋の高温多湿な空気が吹き込むため雨が多く、冬は北西から高い山々を越えて吹きおろすため、空気が乾燥して降水量が少なくなることが特徴です。

1981年（昭和56年）～2010年（平成22年）の統計における年間の平均気温は14.8℃、降水量は2,178.1mmです。また、1979年（昭和54年）～2017年（平成29年）の約38年間の年間の平均気温の経年変化は、全国的な傾向と同様に上昇する傾向にあります。



降水量と平均気温の変化（出典：気象庁）



38年間の年間平均気温の経年変化

(3) 土地利用

本市は東部に日本一の大茶園である牧之原台地が広がっているほか、山林・田畑などの自然的土地利用が多くを占めています。

2017年度(平成29年度)の地目別土地面積を見ると、宅地が11.15km²、田が13.64km²、畑が21.56km²、山林が21.57km²、原野が3.96km²、雑種地が6.02km²、その他が16.28km²となっています。

2007年度(平成19年度)から2017年度(平成29年度)までの10年間の推移を見ると、農地は田が5%、畑は1.5%減少している一方で、宅地は4.7%増加しており、土地の住宅化が進んでいることがわかります。

土地利用の推移

	宅地	田	畑	山林	原野	雑種地	その他
2007年度(平成19年度)(km ²)	10.65	14.36	21.90	21.70	4.01	5.27	16.36
2017年度(平成29年度)(km ²)	11.15	13.64	21.56	21.57	3.96	6.02	16.28
増減面積(km ²)	0.50	-0.71	-0.34	-0.13	-0.05	0.75	-0.08
増減率(%)	4.7	-5.0	-1.5	-0.6	-1.3	14.3	-0.5

(出典：2018年度(平成30年度)版菊川市データルーム)

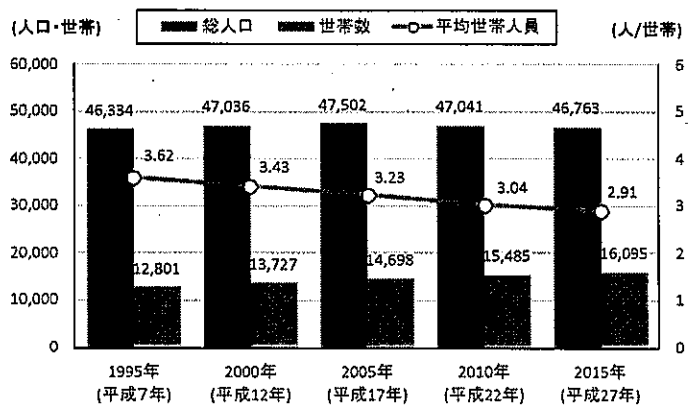
(4) 人口・世帯

国勢調査によると、本市の人口・世帯数は2015年(平成27年)で人口46,763人、世帯数16,095です。

人口については2005年(平成17年)までは増加の傾向にありましたが、それから以降は減少傾向にあり、ほぼ横ばいとなっています。

一方で世帯数は現在に至るまで緩やかな増加傾向にあります。

しかし、1世帯あたりの人口数で見ると、1995年(平成7年)で1世帯あたりの平均人員数が3.62人であったのに対し、2015年(平成27年)では2.91人と減少しています。



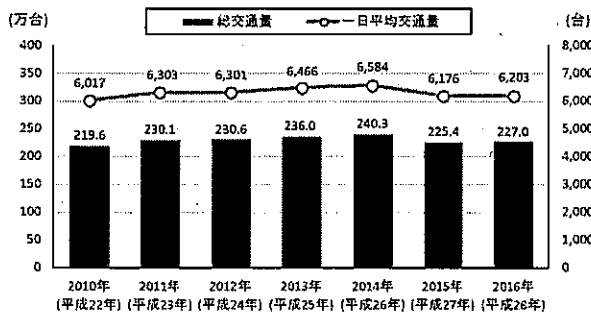
人口・世帯数 (出典：国勢調査)

(5) 交通

市内は東名高速道路、JR東海道本線を交通の主軸とし、南北方向の掛川浜岡線バイパスを中心に県道及び市道が連結することで交通網が形成されています。

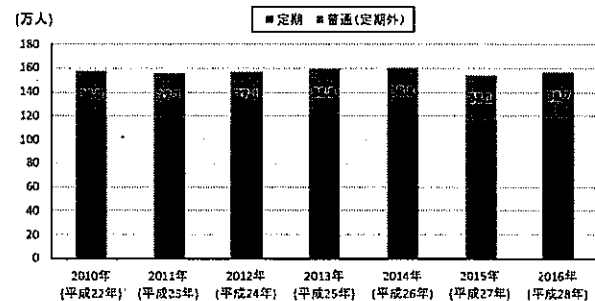
東名高速道路菊川ICの利用については、2014年度（平成26年度）に新東名高速道路の開通や料金制度の変更などの複合的な要因で減少しているものの、ほぼ横ばいで推移しています。

JR東海道本線菊川駅の乗車人員は、2010年～2016年（平成22～28年）でほぼ横ばいで推移しています。



東名高速道路菊川ICの利用台数

(出典：静岡県統計年鑑)



JR東海道線菊川駅の乗車人員

(出典：東海旅客鉄道)

2 自然環境

(1) 森林・里山などの自然

森林には様々な役割が存在し、私たちの生活環境や自然環境にも深く関わっています。森林が担う多面的機能には以下のような機能があります。

・水源のかん養

森林土壌が雨水を貯留することで、河川へ流れ込む水の量を均一化し、川の流量を安定させるとともに、洪水を緩和する働きがあります。また、雨水が森林土壌を通過することで水質が浄化され、きれいな地下水を育む作用もあります。

・土砂災害の防止

森林に植生する下草や落枝・落葉が、降水による雨滴の衝撃から土壌を守り、地表の浸食を防ぐとともに、森林の樹木が土壌に根を張り巡らせることによって強固な土壌を形成し、土砂災害の被害を防ぎます。

・地球環境の保全

森林には光合成によって二酸化炭素を吸収する働きにより、地球温暖化防止に大きく寄与しています。日本の森林が光合成によって吸収する二酸化炭素は年間約1億トンにも及び、これは我が国の二酸化炭素排出量の8%、国内の全自家用乗用車の排出する量の7割に相当すると言われてています。

本市の山林は21.57km²で、市域の約23%と約4分の1近くの面積を占めています。そのため、森林の適切な維持管理が重要な課題となっています。

(2) 動植物

本市には多様な動植物が生息しています。ここではその豊かな自然環境と、その保護及び創出に係る本市の取組内容を記載します。

・市指定文化財（天然記念物）

本市では自然林への保安林指定のほか、市指定文化財として下記の樹木を天然記念物として指定するなど、自然環境の保全に努めています。

種別	名称	指定年月日
記念物（天然記念物）	善勝寺楠	1972年（昭和47年） 8月1日
記念物（天然記念物）	熊野神社なぎ	1978年（昭和53年） 6月7日

・鳥獣保護、狩猟の適正化

本市では下記の区域を狩猟鳥獣捕獲禁止区域、特定猟具（銃）使用禁止区域として指定し、鳥獣の保護に努めています。

種類	区域名称
狩猟鳥獣捕獲禁止区域 (イノシシ・ニホンジカを除く)	西方
特定猟具（銃）使用禁止区域	東富田
	上倉沢
	高田ヶ丘
	火剣山
	菊川カントリークラブ周辺
	和田公園周辺
	千枚田
	前岡
丹野・古谷	

・静岡県レッドリスト該当動植物

国土交通省が実施している「水辺の国勢調査」で確認されている動植物のうち、「静岡県版レッドリスト」に掲載されている種を以下に紹介します。

○植 物

絶滅危惧ⅠB類	フジタイゲキ、カシノキラン
絶滅危惧Ⅱ類	カツモウイノデ、イシモチソウ、キスミレ（イチゲキスミレ）、オオヤマツツジ、ガガブタ、キセワタ、ツルギキョウ、キキョウ、ナツエビネ、ナギラン、クマガイソウ、ハルザキヤツシロラン、カゲロウラン（オオスミキヌラン）、フウラン
準絶滅危惧	ミゾコウジュ

○ほ乳類

準絶滅危惧	カヤネズミ
-------	-------

○鳥 類

絶滅危惧ⅠB類	ミゾゴイ、コアジサシ
絶滅危惧Ⅱ類	ハチクマ、オオタカ、サシバ、ハヤブサ、アオバズク
準絶滅危惧	イカルチドリ、タゲリ、コシアカツバメ

○両生類

絶滅危惧Ⅱ類	ニホンアカガエル
準絶滅危惧	カジカガエル

○淡水魚類

絶滅危惧ⅠA類	カワバタモロコ
絶滅危惧ⅠB類	アカザ
絶滅危惧Ⅱ類	ホトケドジョウ、メダカ
準絶滅危惧	アユカケ（カマキリ）

○昆虫類

絶滅危惧Ⅱ類	トラフトンボ、ハネヒロエゾトンボ
準絶滅危惧	キイロサナエ、ホンサナエ

○陸・淡水産貝類

準絶滅危惧	モノアラガイ
-------	--------

※カテゴリー区分について

○絶滅危惧Ⅰ類 絶滅の危機に瀕している種

- ・ⅠA類：ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの
- ・ⅠB類：ⅠA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの

○絶滅危惧Ⅱ類 絶滅の危機が増大している種

○準絶滅危惧 存続基盤が脆弱な種

(3) 景観

本市には、東部に広がる日本一の大茶園である牧之原台地のほか、北東部に広がる上倉沢棚田や、西富田ほたるの里、下内田稲荷部地区で催されている田んぼアートなど、様々な景観や文化的催しが存在します。

また、本市を北から南に貫流する河川菊川や牛淵川の周辺一帯には水田が広がり、うるおいのある田園風景が見られます。特に、本市中央部から南部にかけての平坦地には、一団性の高い水田が多く、水田周辺の集落と相まって、のどかな農村景観を創出しています。

一方で、本市北東部の丘陵地には「千框」と呼ばれる棚田があり、平坦地には見られない変化のある景観を愉しむことができます。

3 生活環境

(1) 水系

河川菊川は、掛川市の粟ヶ岳（標高532m）を水源として遠州灘に注ぐ、市の中心を流れる一級河川であり、幹川流路延長は28km、流域面積は158km²です。急流が多い静岡県の一級河川の中では、例外的に勾配が緩い河川です。その支流の牛淵川、西方川、丹野川などは、ため池などの水辺を形成しながら市内の各地に広がっており、川は市民にとって身近な存在となっています。

河川菊川は、河川改修以前は、中・下流に広がる低地部で激しく蛇行していたため、多くの水害を発生させました。1933年（昭和8年）に国直轄事業による河川改修が開始され、現在、河川の蛇行はほぼ解消しています。

(2) 河川の水質

国土交通省が実施する全国一級河川の水質現況調査において、例年菊川水系における水質調査を実施しています。本市における調査地点は菊川の加茂橋と高田橋、牛淵川の堂山橋です。調査結果は、水質の汚れを表わす一般的な指標であるBODで表されます。

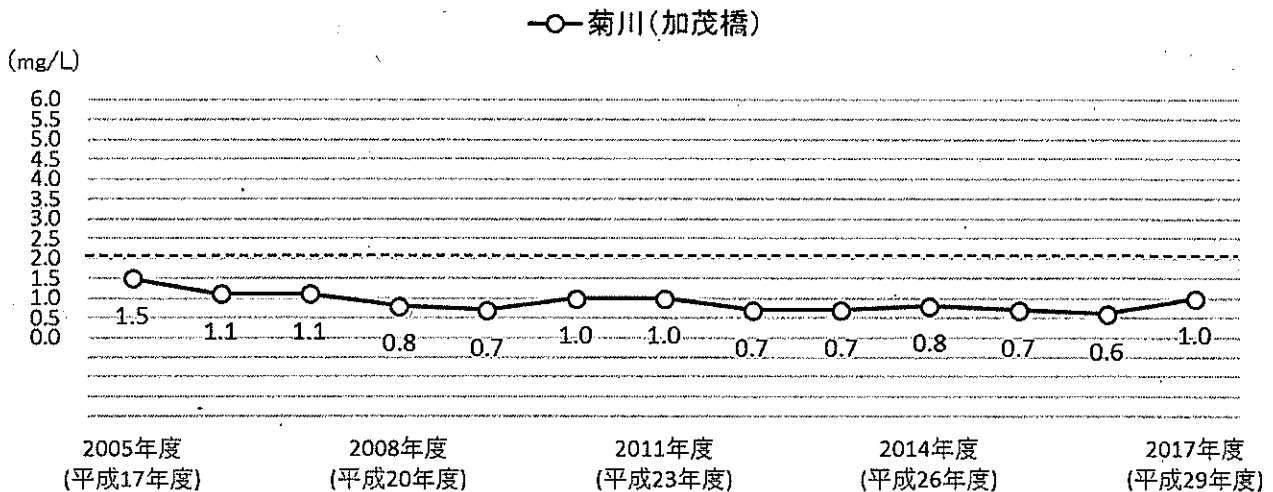
加茂橋と高田橋については、A類型の河川としてBOD値が2.0mg/L以下となるように、堂山橋についてはB類型の河川としてBOD値が3.0mg/L以下となるようにそれぞれ環境基準が設定されています。これら3地点における、2005年度（平成17年度）から2017年度（平成29年度）までのBOD平均値の経年変化を見ると、いずれの地点においても環境基準値以下で推移しており、良質な水質が維持されていると考えられます。

調査地点ごとのBOD平均値の経年変化を見ると、加茂橋については、2005年度（平成17年度）に1.5mg/Lを記録していますが、以降は0.6～1.1mg/Lの値で推移しています。

高田橋では、2017年度（平成29年度）に1.5mg/Lの値を記録している

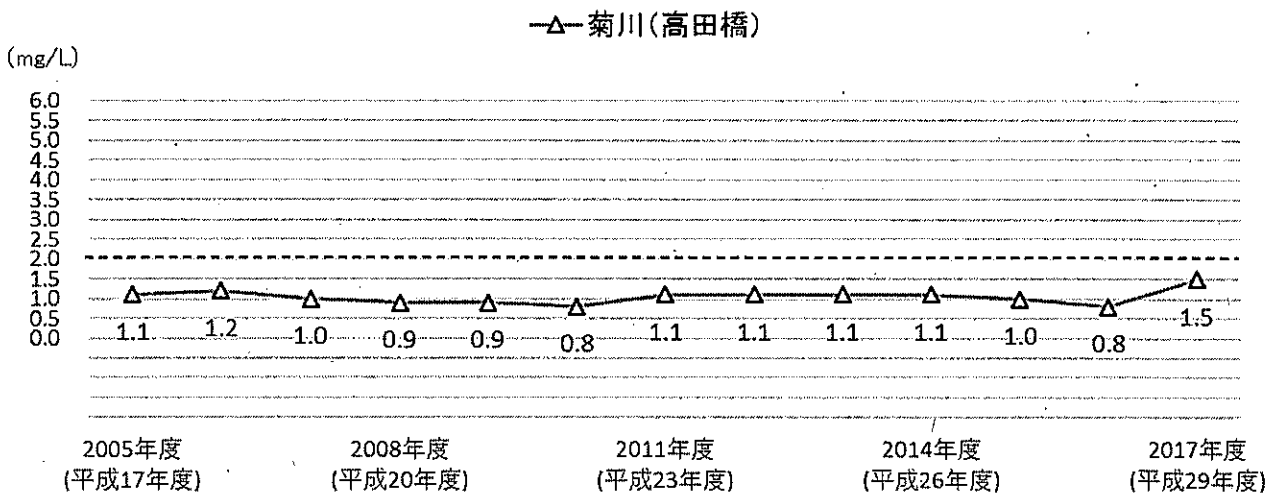
ものの、経年的な増加傾向は見られず、0.8～1.2mg/Lの値で推移しています。

牛淵川については、年度により増減は見られるものの、他の調査地点と同様に経年的な増加傾向は見られず、1.6～2.5mg/L前後の値を推移しています。



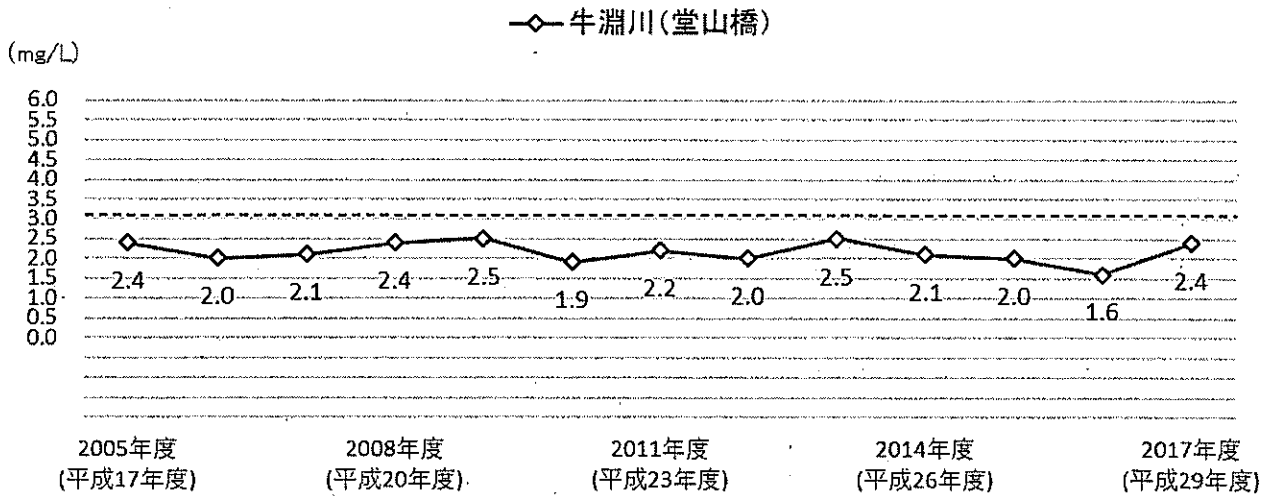
菊川（加茂橋）における河川水質BODの経年変化（赤点線は環境基準値）

（出典：全国一級河川の水質現況 国土交通省）



菊川（高田橋）における河川水質BODの経年変化（赤点線は環境基準値）

（出典：全国一級河川の水質現況 国土交通省）



牛淵川（堂山橋）における河川水質BODの経年変化（赤点線は環境基準値）

（出典：全国一級河川の水質現況 国土交通省）

（3）生活排水処理

本市では、現在、公共下水道の整備とともに、コミュニティプラント及び合併処理浄化槽による生活排水処理を進めています。2017年（平成29年）時点では、公共下水道が25.9%、コミュニティプラントが1.6%、合併処理浄化槽が38.7%であり、これらの総和である汚水処理人口普及率は66.2%です。

なお、全体の30%を占める単独処理浄化槽は、し尿を処理しますが台所や風呂場などからの生活雑排水の処理がされないため、河川の水質悪化の要因として考えられます。また、地域によっては農業用水と生活雑排水が分離されていない状況が見られます。

汚水処理形態別の人口（2017年度（平成29年度））

	公共下水道	コミュニティ プラント	浄化槽人口		非水洗	合計
			合併処理	単独処理		
人口	12,390	776	18,503	14,360	1,821	47,850
比率	25.9%	1.6%	38.7%	30.0%	3.8%	100.0%

（出典：下水道課）

（4）大気

本市には、大気測定局が存在しないため、本市近隣の測定局の観測結果から見ると、健康影響が懸念される大気汚染物質である二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、微粒子状物質（PM2.5）等は概ね環境基準を達成しており、比較的良好な大気が保たれています。

(5) 騒音・振動

本市（環境省委託事業）が実施している自動車騒音の常時監視結果において、対象とした道路から50mの範囲に位置する住居などにおける環境基準の達成状況や市内3地点の騒音測定地点の環境基準の達成状況は、いずれも環境基準を達成しています。なお、振動については調査を行っていません。

2017年度（平成29年度）自動車騒音の常時監視結果（測定地点）

測定地点	道路名	昼間（基準値70dB）		夜間（基準値65dB）	
		測定値	達成状況	測定値	達成状況
菊川市高橋	掛川浜岡線	67dB	○	61dB	○
菊川市加茂	掛川浜岡線	68dB	○	62dB	○
菊川市下平川	掛川浜岡線	68dB	○	62dB	○

（出典：2017年度（平成29年度）菊川市自動車騒音常時監視に係る騒音調査及び面的評価業務結果）

(6) 悪臭

本市では、工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制を行うため、市全域に臭気指数規制を導入し、より人の臭覚に沿った悪臭の基準を設けて規制を行っています。

(7) 地下水

静岡県の「公共用水域及び地下水の水質測定計画」に基づき、地下水の水質検査が実施されています。静岡県環境衛生科学研究所と連携し、過去の地下水汚染が判明した井戸及び周辺井戸について調査を実施しています。

(8) 有害化学物質

国土交通省が実施する全国一級河川の水質現況調査において、菊川水系菊川高田橋を調査地点として、河川水質及び河川底質のダイオキシン類を調査しています。2017年度（平成29年度）では、河川水質及び底質ともに環境基準を達成しています。

(9) 公園・緑地

・公園・緑地

市内には各地域に都市公園などの公園があり、市民の憩いの場として利用されています。本市の一人当たり都市公園等面積は、2016年度（平成28年度）において10.3m²で、静岡県平均9.3m²を上回っています。

また、横地城跡、丹野池公園、石山公園は県立自然公園として指定され、自然環境の保全を図り身近な自然と触れあえる緑地となっています。

・緑化

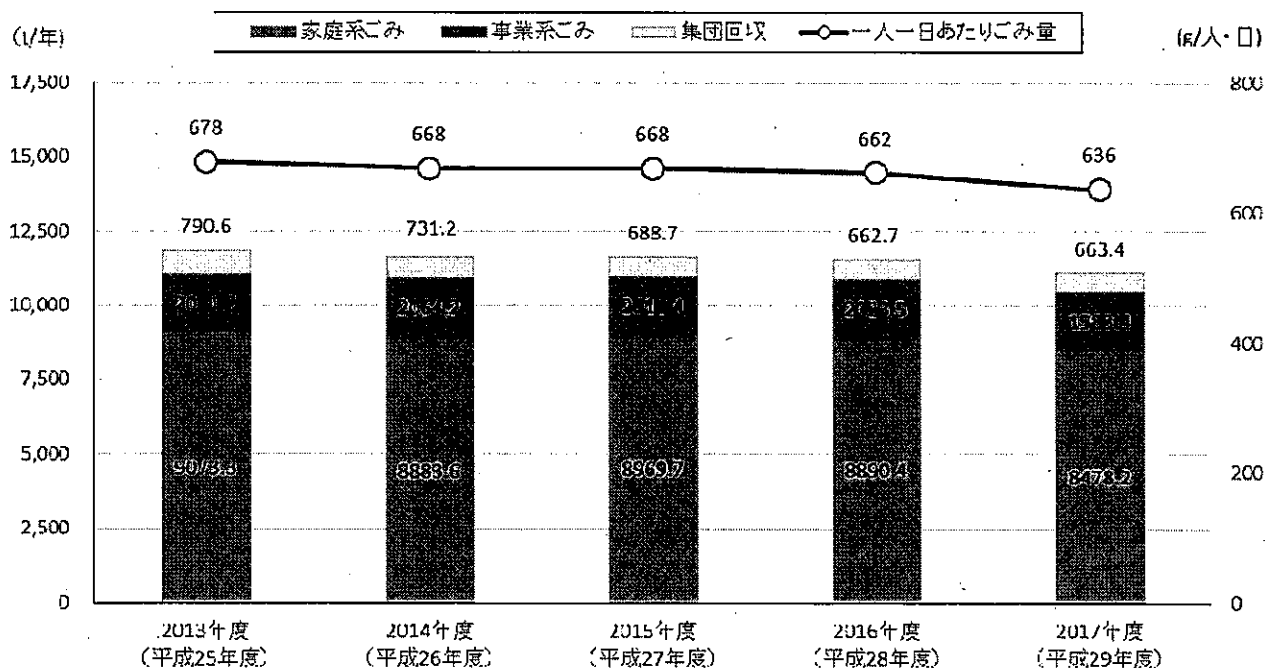
菊川市花の会では、花いっぱい運動、花の苗の無償配布、菊花栽培の普及指導、公共施設花壇（市役所本庁舎周り花壇、朝日線花壇の管理業務委託）の管理、菊花展の開催をしています。

また、菊川市緑化推進協議会では、記念樹配布事業、みんなで育む花いっぱい運動事業、緑の募金運動などを実施しています。

4 循環型社会

(1) 一般廃棄物の排出量

一般廃棄物の総排出量（家庭系・事業系・集団回収）は、2017年度（平成29年度）で11,125tでした。一人一日当たり排出量は、2013年度（平成25年度）が678gに対して、2017年度（平成29年度）が636gとなっており、近年まで微減の傾向にあります。



一般廃棄物の排出量の経年変化

(出典：環境推進課)

(2) ごみの減量化・再生利用

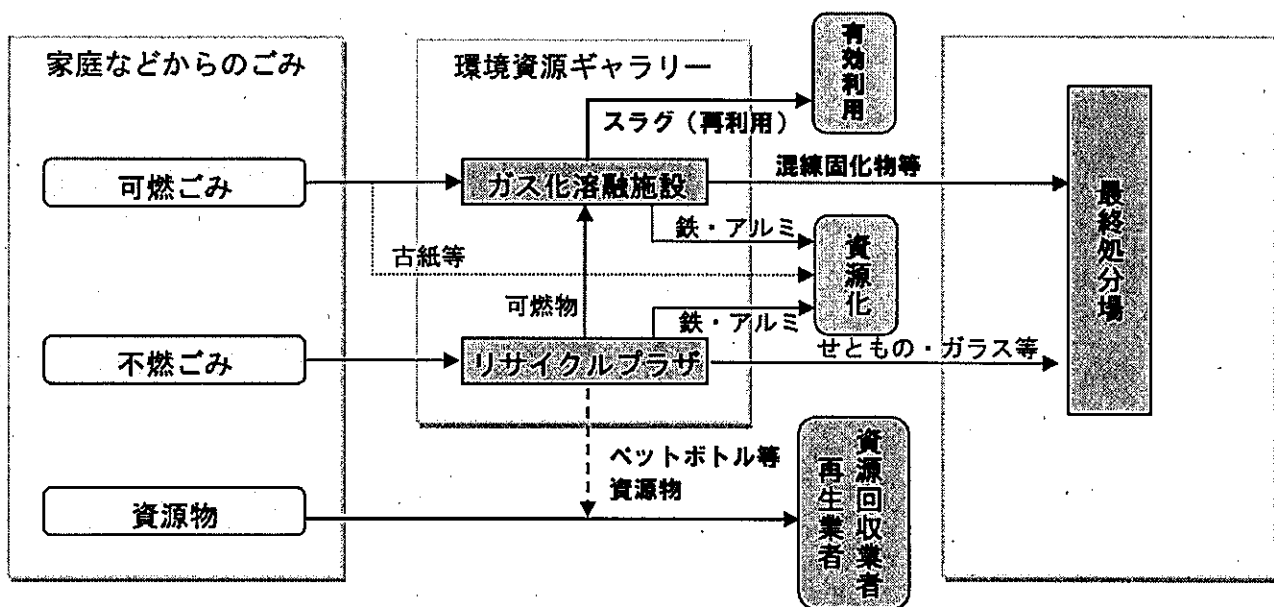
本市では、自治会や環境衛生委員と連携したごみの分別収集やPTA・子ども会などの団体による集団回収、古紙、衣類等の拠点回収により、資源物の収集に取り組んでいます。また、ごみの削減に向けて、生ごみ処理機購入補助金の交付、レジ袋の有料化やマイバッグ利用によるレジ袋不要の声かけ運動に取り組んでいます。

(3) リサイクル率

本市で分別収集された資源物、環境資源ギャラリーで回収された資源物（処理後資源化含む）、および集団回収にて回収された資源物を合計した総資源化量は2017年度（平成29年度）で2,678t、リサイクル率は24.1%となっています。

(4) 一般廃棄物の中間処理・最終処分

一般廃棄物については、2005年（平成17年）8月までは菊川市環境保全センター（旧菊川町及び小笠町衛生施設組合）で処理・処分を行っていましたが、2005年（平成17年）9からは環境資源ギャラリー（掛川市・菊川市衛生施設組合）で中間処理を行い、処理残渣を本市の最終処分場で埋立処分を行っています。



一般廃棄物の中間処理・最終処分の方法

(5) 不法投棄

監視カメラ及び看板の設置や事業所との連携による監視活動などにより、不法投棄防止活動を行っています。引き続きこのような監視や啓発活動を継続していくことが必要です。

5 地球環境

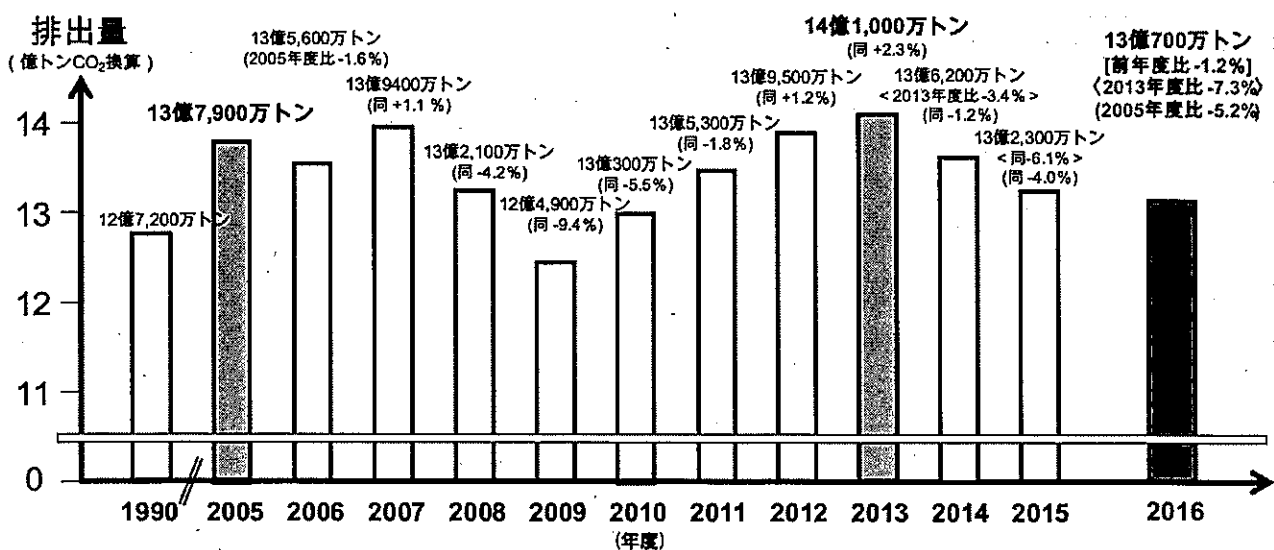
(1) 地球温暖化

第1章にて記載したパリ協定に基づき、我が国では2030年度（令和12年度）までに、温室効果ガス排出量を2013年度（平成25年度）比で、26%削減する中期目標を掲げています。この目標達成のため、国では「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく「地球温暖化対策計画」を策定し、脱炭素社会の実現に向けて地球温暖化対策を率先して進めていくこととしています。

また今日では、そうした温室効果ガスの排出削減を目的とした「緩和策」のみに留まらず、気候変動によって既に各地に顕在化している影響や、将来的に発生・深刻化することが予想される被害を回避・軽減するための「適応策」を推進することも重要視されています。そのため国では「気候変動適応法」と、それに基づく「気候変動適応計画」を策定し、気候変動への適応に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることとし、「緩和策」と「適応策」による両輪での地球温暖化対策を目指しています。

① 日本の温室効果ガス排出量

我が国での温室効果ガス総排出量は、2016年度（平成28年度）で13億700万tと、2015年度（平成27年度）総排出量と比較して1.2%減、2013年度（平成25年度）と比較して7.3%減となっています。2009年度（平成21年度）以降4年連続で増加していた排出量が、2013年度（平成25年度）以降減少に転じた要因としては、省エネ等によるエネルギー消費量の減少とともに、太陽光発電及び風力発電等の導入拡大や、原子力発電の再稼働等によるエネルギーの国内供給量に占める非化石燃料の割合の増加等のため、エネルギー起源のCO₂排出量が減少したこと等が挙げられます。



日本における温室効果ガス総排出量の経年変化（出典：温室効果ガスインベントリ）

② 日本の二酸化炭素排出量

温室効果ガスの中で最も排出量が多いのは、全体の約90%以上を占める二酸化炭素です。2016年度（平成28年度）の二酸化炭素の排出量は12億600万tであり、2015年度（平成27年度）総排出量と比較して1.6%減、2013年度（平成25年度）と比較して8.3%減と、2013年度（平成25年度）の13億1,600万tをピークに年々減少をしています。

二酸化炭素の排出状況と全体に占める割合を、主要4部門ごとに見ると、下記のようになります。

- ・産業部門：4億1,800万t（34.6%）

2009年度（平成21年度）を機に増加の傾向にあったが、2013年度（平成25年度）をピークに近年に至るまで減少傾向が続いている。

- ・運輸部門：2億1,500万t（17.9%）

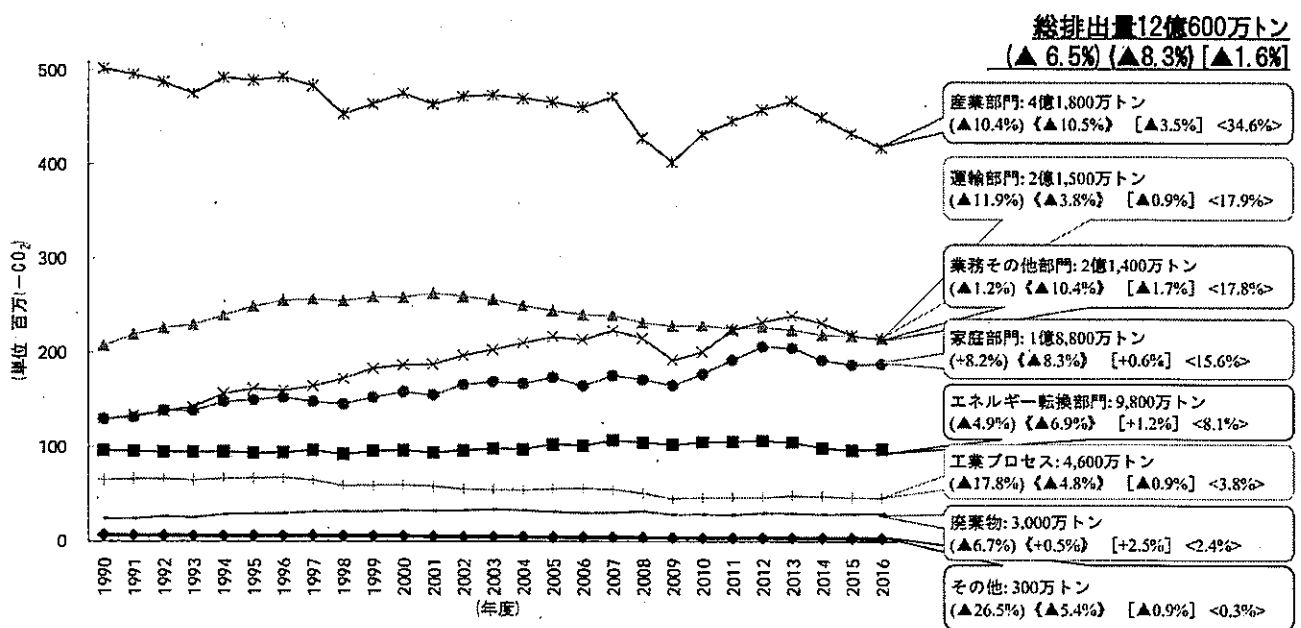
2001年度（平成13年度）にピークに達したのち、近年に至るまで概ね減少傾向が続いている。

- ・業務その他部門：2億1,400万t（17.8%）

産業部門と同じく、2009年度（平成21年度）を機に増加の傾向にあったが、2013年度（平成25年度）をピークに近年に至るまで減少傾向が続いている。

- ・家庭部門：1億8,800万t（15.6%）

産業部門、業務その他部門と同じく、2010年度（平成22年度）以降増加傾向にあり、2013年度（平成25年度）より減少傾向が続いていたが、2016年度（平成28年度）に再度増加に転じ、前年度比で0.6%増となっている。



部門別二酸化炭素排出量の経年変化（出典：温室効果ガスインベントリ）

③ 菊川市の温室効果ガス排出量

本市では、第3次菊川市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）において、本市の公共施設（事務・事業）から排出される温室効果ガス（二酸化炭素）の総排出量を算定しています。本市における2016年度（平成28年度）の二酸化炭素総排出量は6,692tとなり、2013年度（平成25年度）比で17.7%の削減を達成しました。

また、計画期間である2018年度（平成30年度）～2030年度（令和12年度）における目標として、下記の二つの目標を掲げています。

- ・ 長期目標

2030年度（令和12年度）に2013年度（平成25年度）比で40%の排出削減

- ・ 中期目標

2022年度（令和4年度）に2016年度（平成28年度）比で5%の排出削減

④ エコアクション21の認証取得

本市では、2011年（平成23年）7月から二酸化炭素などの排出削減の取り組みをより効果的・効率的に進めるために、環境省が推奨しているエコアクション21の認証・登録制度の方法を取り入れ、活動してきました。

2012年（平成24年）3月には市役所本庁舎と市役所北館で県内の市町8番目の認証取得をはじめとして、2014年（平成26年）3月には菊川市総合保健福祉センター（プラザけやき）ほか9施設で、2016年（平成28年）3月には菊川市立総合病院ほか3施設、そして2018年（平成30年）3月には、市内小中学校12校など、市の施設を対象に順次認証の取得を拡大し、環境への取り組みを進めています。

また、事業者の環境への取り組みを促進するため、本市及び掛川市、袋井市の3市合同でエコアクション21取得支援セミナーを開催し、環境経営への関心を引き出し、環境負荷が少ない持続可能な社会の実現を目指しています。

(2) 再生可能エネルギー

本市では「菊川市自然エネルギー利用促進補助金」を設置しています。本補助金では、太陽光発電システム、太陽熱温水器、ソーラーシステムに加え、2018年度（平成30年度）より新たに家庭用リチウムイオン蓄電池を補助対象とし、これらの機器設置の際に費用の一部を補助することで、再生可能エネルギーの普及拡大を推進しています。

太陽光発電システムの設置件数は近年増加傾向にあり、2016年（平成28年）時点での太陽光発電設備設置件数は2,324件でした。

(3) 地産地消

本市では、学校給食での地場産品の利用、朝市などにおける地場産品の販売を行っています。地産地消は、環境負荷の軽減、消費の安全安心の確保、子どもたちへの食育教育、地域の農業活性化などにつながります。

6 環境教育・環境活動

(1) 環境教育

本市では、環境資源を有効に活用した環境教育・学習を行っています。市内の環境について知ってもらうために、農地や河川での体験型の環境教育に取り組んでいます。また、各学校において教科や総合的な学習の時間に環境教育・学習が実施されています。

活動の名称	内容
森林の保全	NPO法人里山再生クラブでは、地域里山の再生活動に加え、竹林イベントや竹を使ったモノづくり、ワークショップを通じ、多くの方に関心を引き出し、自然あふれる住みよい地域社会の実現を目指しています。
清掃活動	自治会により側溝などの清掃や不法投棄物の収集を行う清掃活動が積極的に実施されています。
棚田などの保全活動	上倉沢の棚田は、地域の人々の知恵と技術によって築かれてきた地域の財産であり、人々に安らぎや感動を与えています。NPO法人せんがまち棚田倶楽部が中心となり、田植えや稲刈りなどの農作業体験を通じ、農業や農山村の理解を深めるとともに、平成22年度からは、棚田のオーナー制度を取り入れ、棚田の復元や保全に取り組む活動が行われています。
啓発活動	3ヵ年計画で「ごみを減らす暮らし～まぜればごみ、分ければ資源」をテーマに掲げ、全自治会を対象におし掛け出前行政講座を実施しています。
体験学習	環境資源ギャラリーにて学習施設の見学を実施しています。
植栽	自治会などにより、花壇づくりなど自治会の実状に応じた活動が展開されています。
アースキッズ事業	小学校4年生を対象に、子どもたちが家庭の環境リーダーとなり、地球温暖化防止に取り組む学習プログラム「アースキッズ事業」を実施しています。
水生生物調査	環境をテーマとする総合学習の一環として、水生生物調査、水質の簡易検査の実験などを通じて、良い環境を保つためには何が必要かを考える「気づき」を養い、環境問題への関心を高める取り組みを続けています。

(2) 環境活動

本市において市民、事業者、行政の個々の取り組みや協働による取り組みが行われています。

○ 市民

市内では、上倉沢の棚田などの保全を目的として、多くのボランティアや企業などの協働による活動を実施している事例があります。

○ 事業者

企業においては、国際標準規格ISO14001の認証取得のほか、環境省の環境マネジメントシステム「エコアクション21」の認証・登録を受けている企業が多くあります。

○ 行政

本市では、省エネルギー推進本部の設置やエコアクション21の認証を取得のほか、第2次菊川市総合計画の策定、第3次菊川市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の策定を行いました。

7 アンケート調査結果

本計画の策定にあたり、本市を取り巻く様々な環境の現況について、市民及び事業者がどのように把握・意識しているかを分析するため、アンケート調査を実施しました。

(1) 環境に対する満足度

グラフ上段が2014年度（平成26年度）に実施したアンケート調査結果、下段が2018年度（平成30年度）調査結果数値です。この調査比較から、市民の現在の本市の環境の現況に対する満足度と、過去5年間でどのように満足度が変化したのかを調査しました。

過去5年で【満足】と【やや満足】、【やや不満】と【不満】を合わせた割合について、変化が大きかった上位4項目については下記の通りです。

満足度が向上	
・再生可能エネルギーが普及している	+16.5%
・水辺に下りたり土に触れる場所がある	+9%
・地産地消が行われている	+8.3%
・粗大ごみなどの不法投棄がない	+8.0%
満足度が低下	
・ごみの減量に取り組んでいる	-10.4%
・水田や茶畑が管理されている	-9.2%
・湧水や地下水などの水が豊富	-7.7%
・環境保全活動が行われている	-5.7%

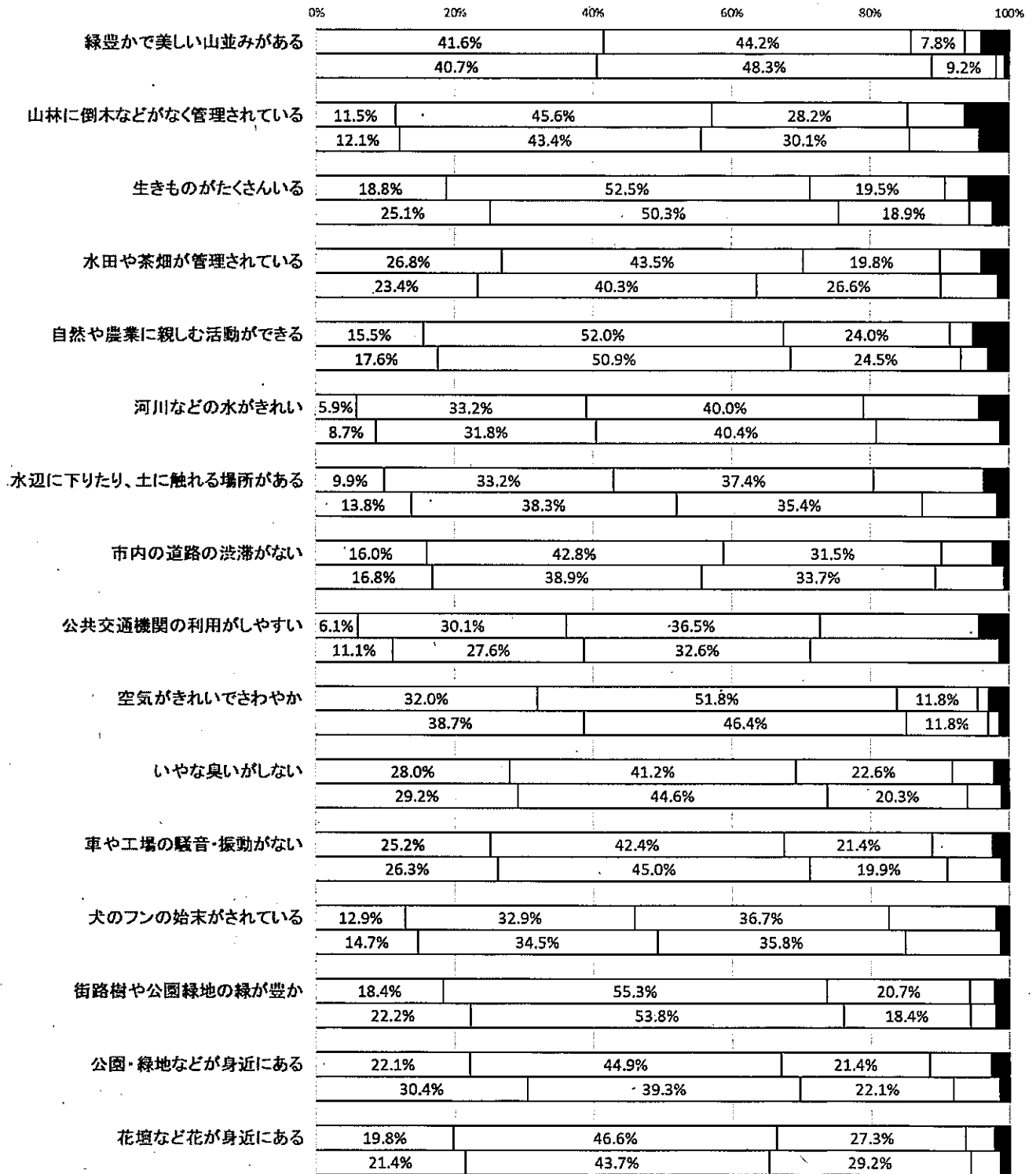
また、以下の7項目については、前回から継続して【不満】、【やや不満】と回答した方の割合が合わせて5割を上回っている項目であり、水質環境や生活環境、環境に関する情報発信等が今後の課題として挙げられます。

<今後の課題>

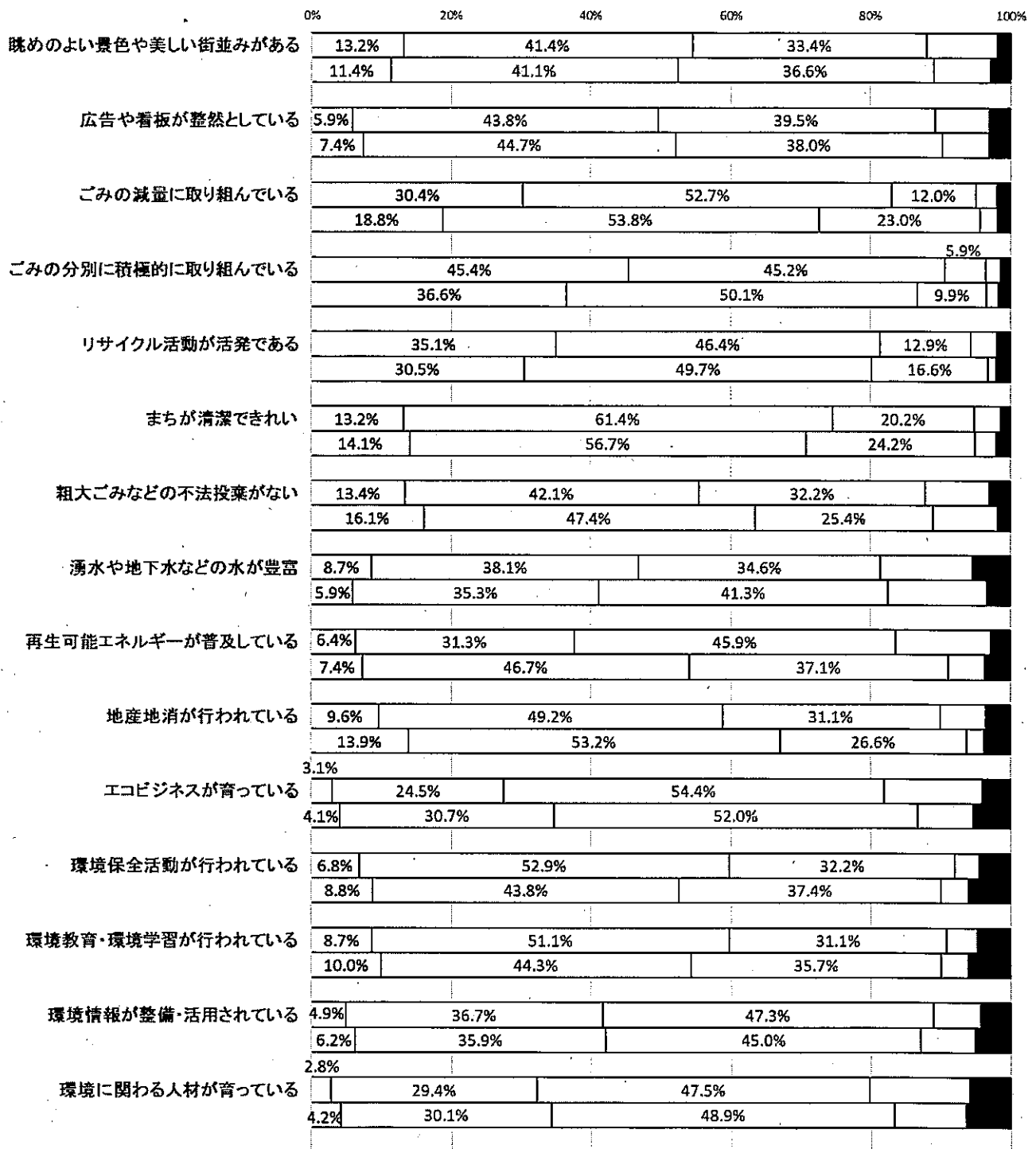
- ・河川などの水がきれい
- ・公共交通機関の利用がしやすい
- ・犬のフンの始末がされている
- ・湧水や地下水などの水が豊富
- ・エコビジネスが育っている
- ・環境情報が整備・活用されている
- ・環境に関わる人材が育っている

環境の満足度

満足
 やや満足
 やや不満
 不満
 無回答



※ グラフ上段が2014年度（平成26年度）調査結果、下段が2018年度（平成30年度）調査結果。



※ グラフ上段が2014年度（平成26年度）調査結果、下段が2018年度（平成30年度）調査結果。

(2) 環境に対する重要度

環境に対する重要度は、いずれの項目についても【重要】、【やや重要】を合わせた合計が8割を超えている項目が大部分を占めています。その中でも、前回調査よりも数値が5%以上変動している項目については下記の3項目となります。

重要度が向上	
・市内の道路の渋滞がない	+6.5%
・公共交通機関の利用がしやすい	+5%
重要度が低下	
・再生可能エネルギーが普及している	-6.2%

前回よりも重要度が上昇した項目については、どちらも市内の交通状況に関する項目について関心が高まっています。その一方で、再生可能エネルギーの普及については【重要】と回答した市民の方が減少しており、関心度が低下していることが伺えます。

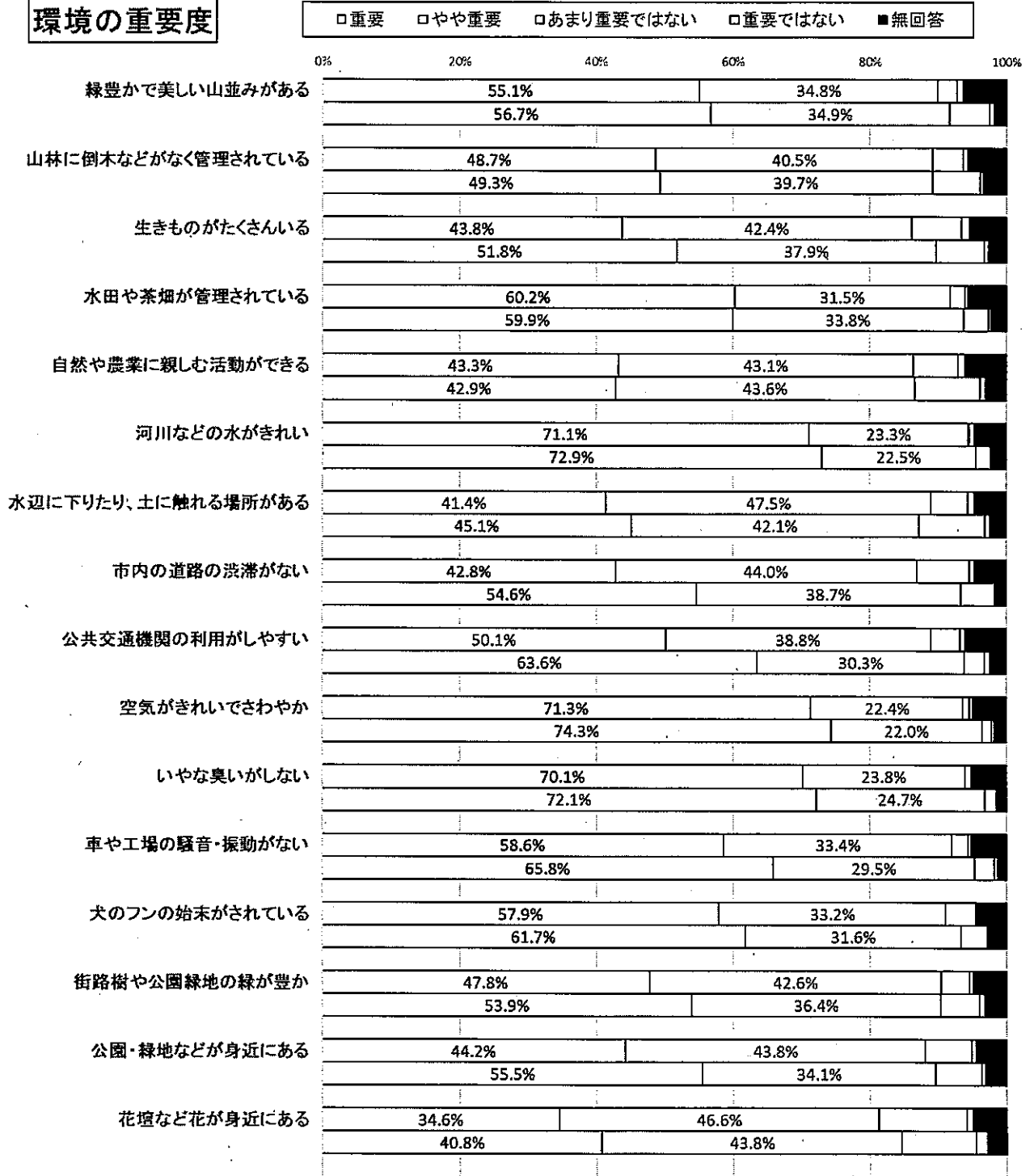
また、今回95%を超える、特に重要度が高いと認識されている項目については下記の6項目となります。

<重要度の高い要素>

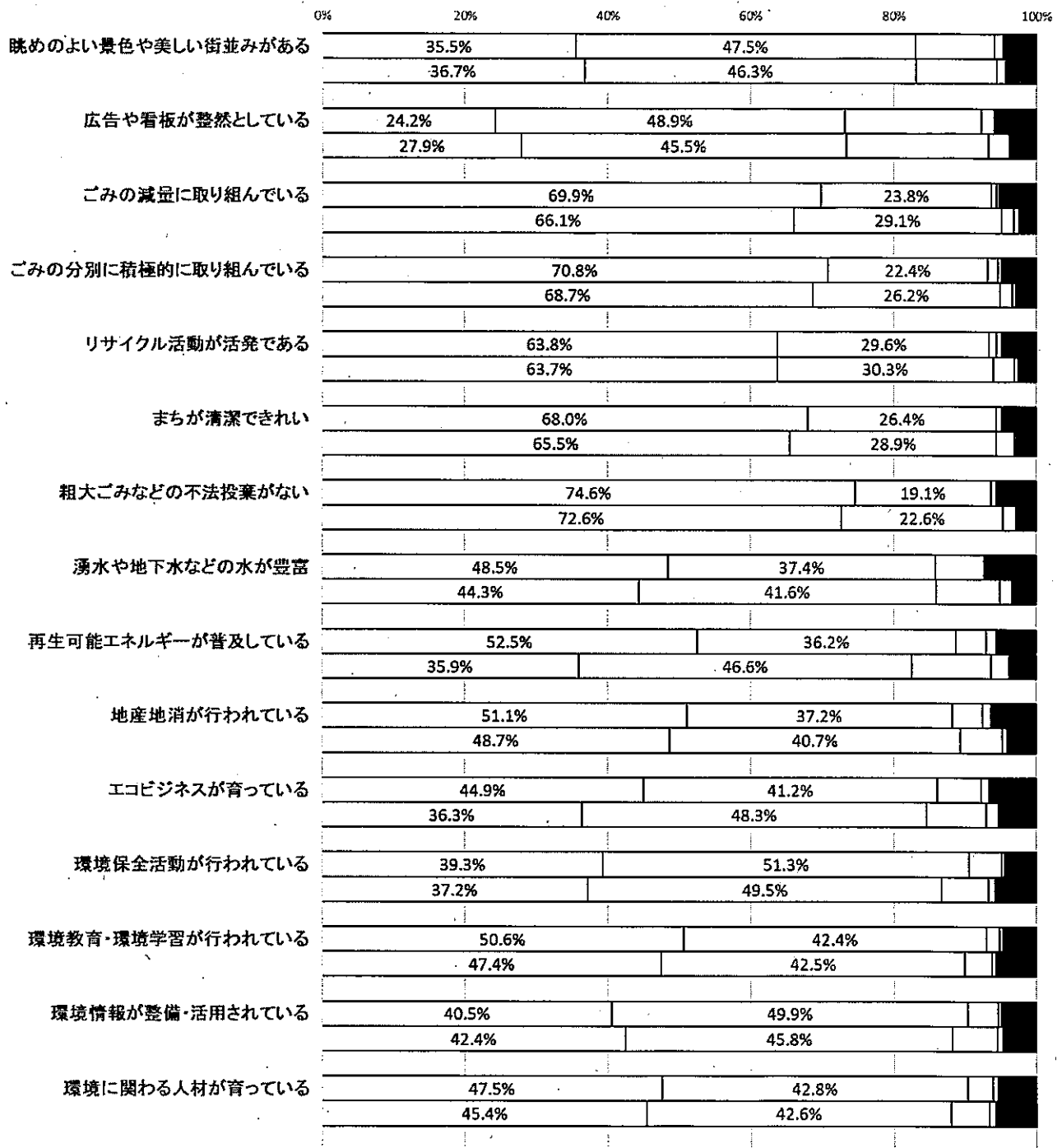
- ・河川などの水がきれい
- ・空気がきれいでさわやか
- ・いやな臭いがしない
- ・車や工場の騒音・振動がない
- ・ごみの減量に取り組んでいる
- ・粗大ごみなどの不法投棄がない

水や大気などの自然環境及び騒音や廃棄物等の生活環境への諸問題について重要と考えている方が多くなっています。

環境の重要度



※ グラフ上段が2014年度(平成26年度)調査結果、下段が2018年度(平成30年度)調査結果。



※ グラフ上段が2014年度（平成26年度）調査結果、下段が2018年度（平成30年度）調査結果。

(3) 環境への取り組みについて（市民）

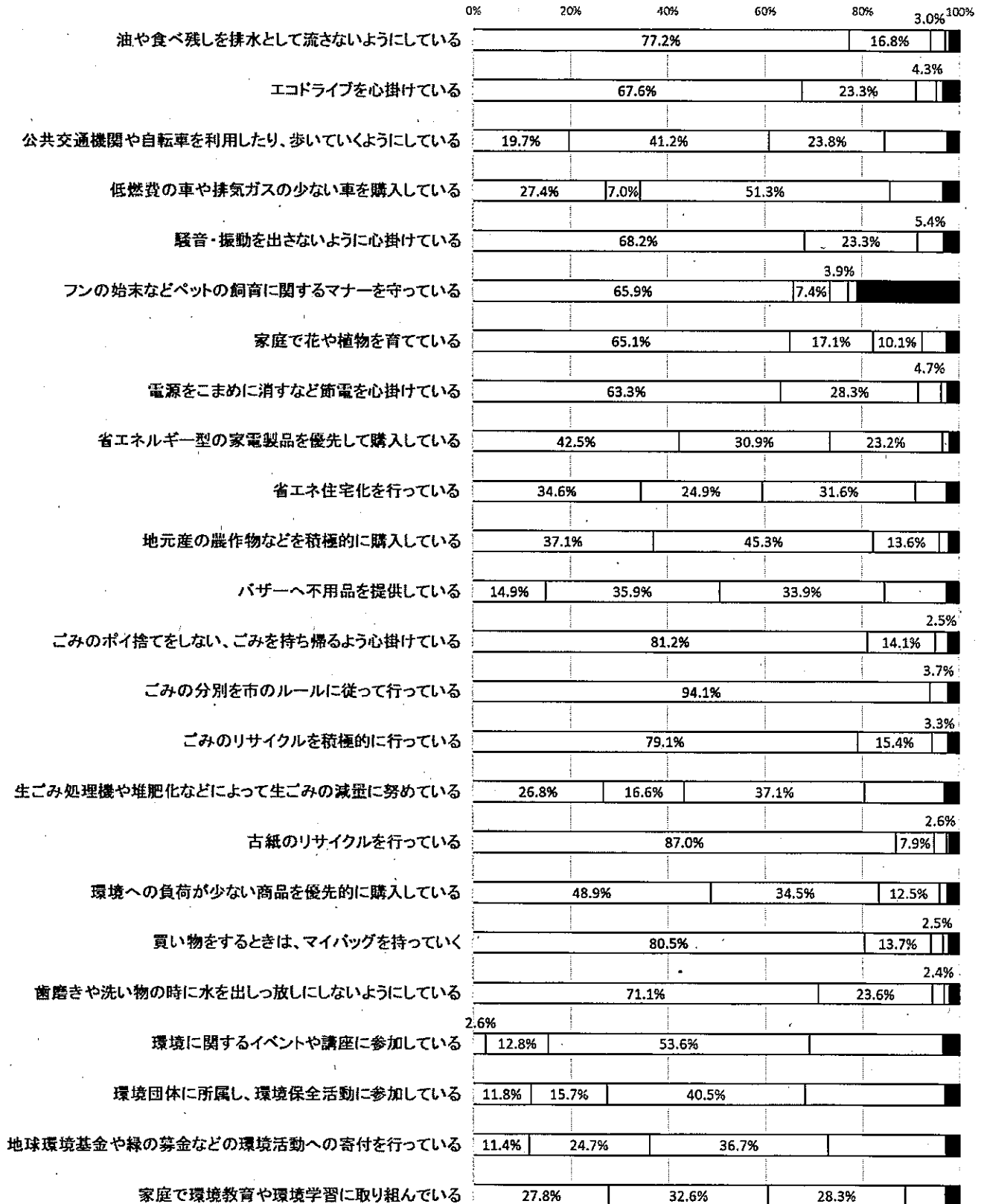
家庭で行っている環境への取り組みについて、【いつも行っている】と【時々行っている】を合わせた合計の取り組み状況が高い上位5項目と、【今は行っていないが、今後は行いたい】と【今後も行うつもりはない】を合わせた合計の取り組み状況が低い上位5項目が下記となります。

取り組み状況が高い項目	
・ごみの分別を市のルールに従って行っている	97.8%
・ごみのポイ捨てをしない、ごみを持ち帰るよう心掛けている	95.3%
・歯磨きや洗い物の時に水を出しっ放しにしないようにしている	94.7%
・ごみのリサイクルを積極的に行っている	94.5%
・油や食べ残しを排水として流さないようにしている	94.0%
取り組み状況が低い項目	
・環境に関するイベントや講座に参加している	81.2%
・環境団体に所属し、環境保全活動に参加している	69.6%
・低燃費の車や排気ガスの少ない車を購入している	62.2%
・地球環境基金や緑の募金などの環境活動への寄付を行っている	61.0%
・生ごみ処理機や堆肥化などによって生ごみの減量に努めている	53.7%

傾向としては、【ごみの分別を市のルールに従って行っている】等の日常生活に関連した取り組みについては実施率が高く、【環境に関するイベントや講座に参加している】等の積極的な参加・行動が必要となる項目や、【低燃費の車や排気ガスの少ない車を購入している】等の設備投資が必要となる項目については、実施率が低くなっています。

家庭での取組状況

いつも行っている 時々行っている
 今は行っていないが、今後は行いたい 今後も行うつもりはない
 無回答

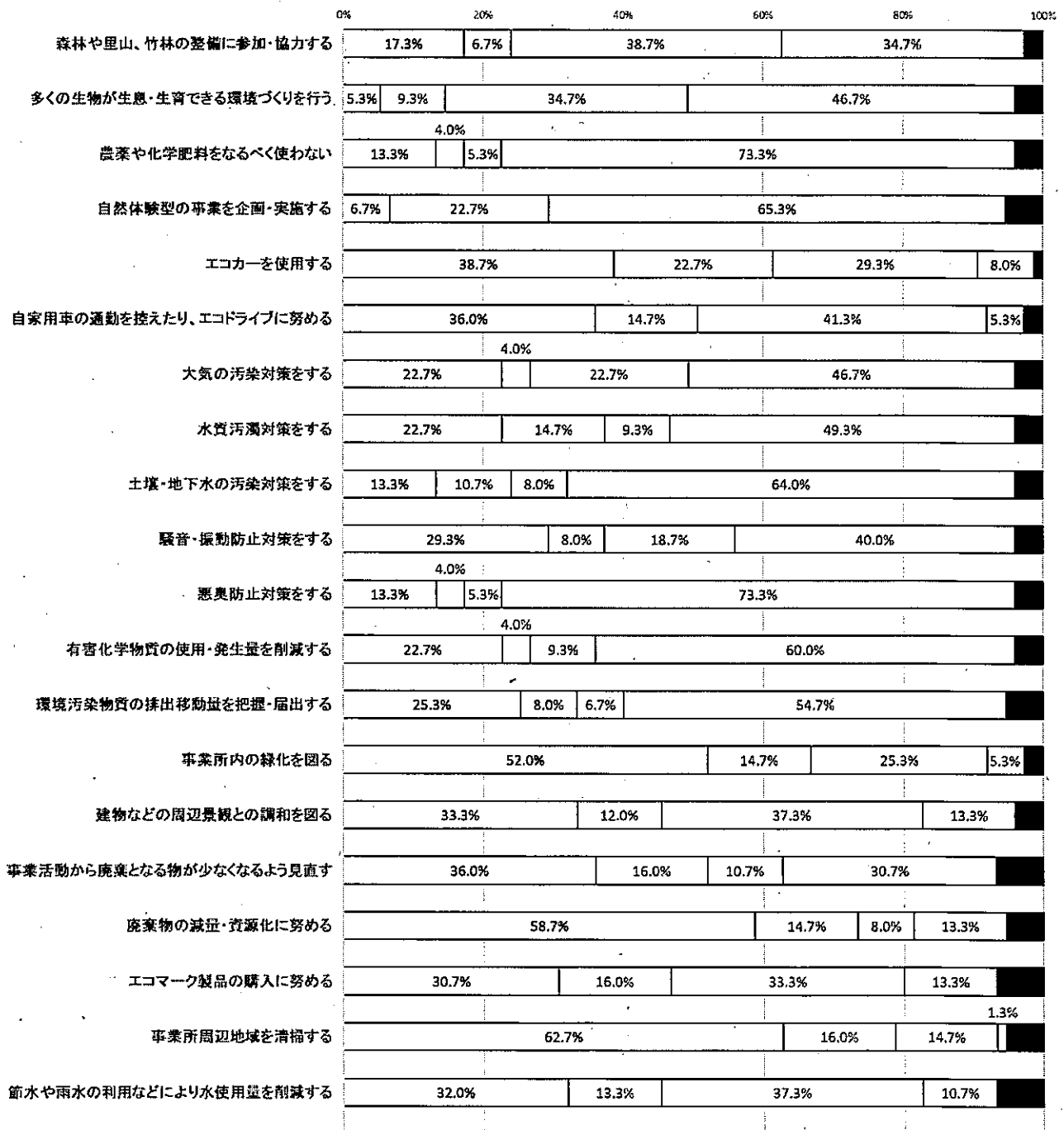


(4) 環境への取り組みについて (事業所)

事業所における環境への取り組みについては、【不要箇所の電灯を消灯する】、【冷暖房を適正な温度に調節する】などの項目は実施中と回答した事業所の割合が高い水準を保っていますが、【事業所内で環境に関する見学やイベントを開催する】や【環境フェア・イベントなどへの出展・参加をする】などの地域市民を対象とした環境学習事業に取り組んでいる事業所は未だ少ない結果となっています。

取り組み状況

□実施中 □検討中 □取組んでいない □該当しない ■無回答



エネルギー使用量などを把握する	46.7%	18.7%	22.7%	5.3%	
				1.3%	1.3%
不要箇所の電灯を消灯する	93.3%				
				4.0%	1.3%
冷暖房を適正な温度に調節する	86.7%			5.3%	
クールビズ・ウォームビズを実施する	58.7%	14.7%	16.0%	5.3%	
					4.0%
パソコン等は省エネルギー型のものを使用する	48.0%	14.7%	29.3%		
ノー残業デーを設定する	29.3%	14.7%	36.0%	14.7%	
ESCO事業を導入し、事業所全体の省エネを行う	8.0%	14.7%	49.3%	21.3%	
断熱材などにより建築物の熱損失を防止する	25.3%	16.0%	34.7%	17.3%	
オゾン層破壊物質の排出抑制・廃棄を行う	28.0%	9.3%	10.7%	45.3%	
ISO14001やエコアクション21の認証を取得する	28.0%	5.3%	34.7%	26.7%	
環境保全のための指針・ガイドラインを策定する	24.0%	9.3%	37.3%	24.0%	
機械設備は環境負荷の少ないものを使用する	10.7%	10.7%	18.7%	52.0%	
再生可能エネルギーを使用する	26.7%	8.0%	38.7%	20.0%	
地元からの資源等を調達して輸送の省エネを図る	13.3%	17.3%	21.3%	41.3%	
環境の技術開発や環境保全型製品の開発・販売をする	1.3%				
	12.0%	17.3%	62.7%		
環境活動への人的協力や金銭的協力をする	24.0%	9.3%	48.0%	12.0%	
事業所内で環境に関する見学やイベントを開催する	5.3%	6.7%	52.0%	29.3%	
環境フェア・イベントなどへの出展・参加をする	4.0%				
	5.3%	54.7%	29.3%		
従業員に対する環境教育を実施する	38.7%	14.7%	32.0%	9.3%	
消費者に対し、環境に関する情報を提供する	4.0%				
	18.7%	40.0%	30.7%		
学校や地域等での環境学習への講師を派遣する	1.3%				
	4.0%	40.0%	48.0%		

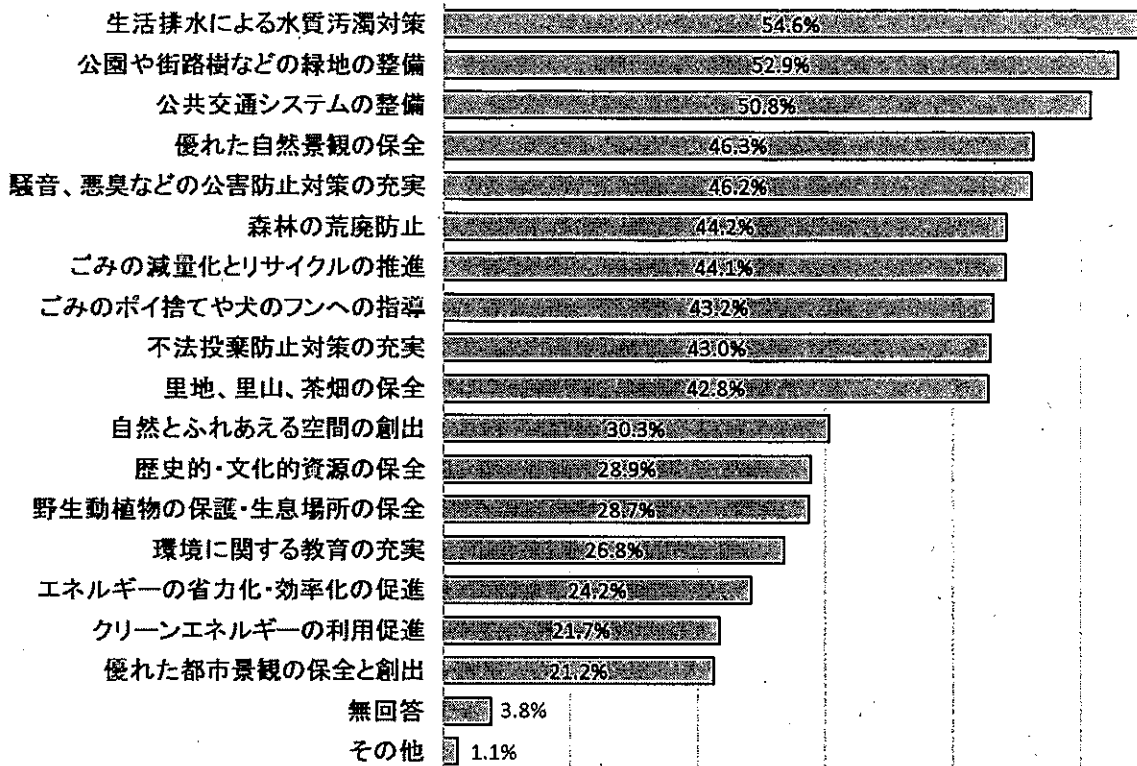
(5) 行政に期待する施策（市民・事業所）

行政に期待する施策として挙げられた項目の中で、市民・事業所における上位5項目が下記となります。

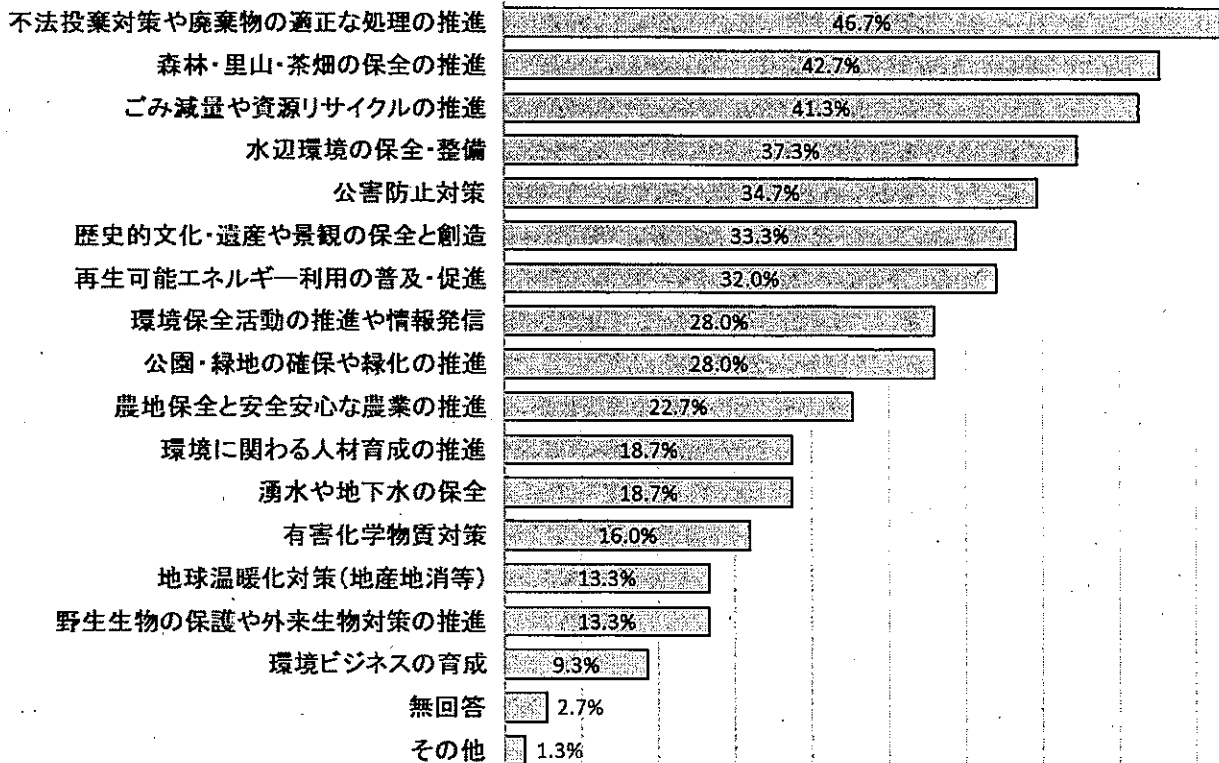
市民	
・生活排水による水質汚濁対策	54.6%
・公園や街路樹などの緑地の整備	52.9%
・公共交通システムの整備	50.8%
・優れた自然景観の保全	46.3%
・騒音、悪臭などの公害防止対策の充実	46.2%
事業所	
・不法投棄対策や廃棄物の適正な処理の推進	46.7%
・森林・里山・茶畑の保全の推進	42.7%
・ごみ減量や資源リサイクルの推進	41.3%
・水辺環境の保全整備	37.3%
・公害防止対策	34.7%

市民・事業所どちらにおいても、自然環境・生活環境の保全・対策について行政に期待する声が高くなっています。また、それに加えて市民からは【公共交通システムの整備】が、事業所からは【ごみ減量や資源リサイクルの推進】に対しての施策への期待の声が多く挙げられています。

行政に期待する環境施策(市民)



行政に期待する環境施策(事業所)



(6) 総括

今回のアンケート調査において、市民及び事業所における環境への取り組みについて、ゴミの分別や節水、節電といった日常の生活や業務に関連した身近な取り組みについては実施率が高い結果となりましたが、環境に関するイベントや活動への参加、設備投資が必要となる項目などについては低い結果となり、これらの取り組みを推進していくことが必要です。

また、本市の環境に対する満足度の低い項目や重要度の高い項目の回答結果から、河川の水などの自然環境と身近な生活における諸問題に関する生活環境を選択する割合が高く、これは今後本市に望む将来の環境像においても「自然や緑が豊かなまち」や「美しい川が流れるまち」、「ごみがない清潔なまち」、「空気がきれいなまち」などを選択する割合が高いことから、市民・事業者の両者において【自然環境】と【生活環境】を重視していることが伺える結果となりました。

<今後菊川市に望む将来の環境像>

市 民	
・自然や緑が豊かなまち	60.7%
・美しい川が流れるまち	41.3%
・ごみがない清潔なまち	40.0%
・空気がきれいなまち	33.9%
・閑静で落ち着いた雰囲気のまち	23.3%
事 業 所	
・自然や緑が豊かなまち	56.0%
・ごみがない清潔なまち	45.3%
・美しい川が流れるまち	32.0%
・景観の美しいまち	26.7%
・空気がきれいなまち	24.0%

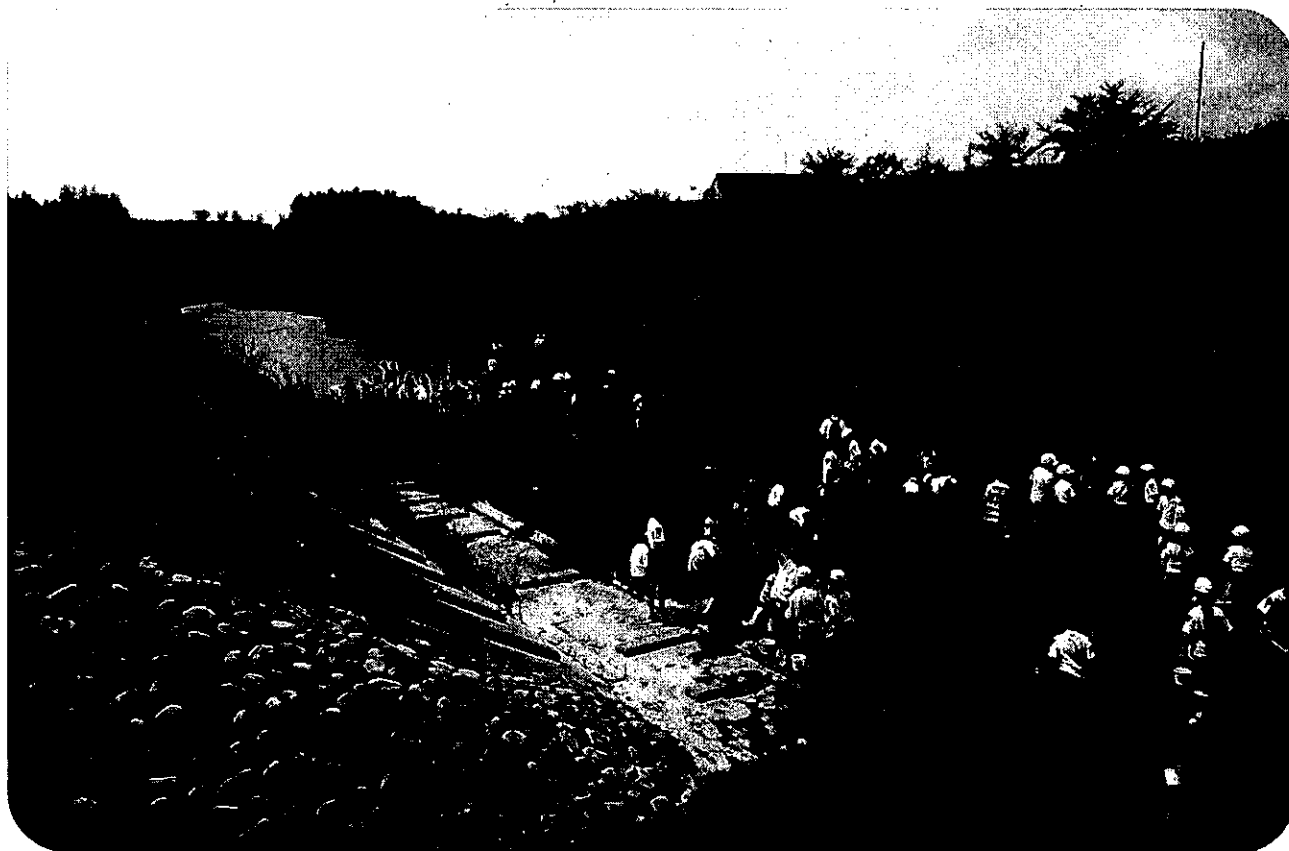
第3章 計画の目標

1 目指すべき環境像

本市は、東に日本一の大茶園である牧之原台地を擁し、南には市を縦断する一級河川菊川が流れ、のどかな田園が広がり、温暖な気候と自然環境に恵まれています。

健全で恵み豊かな環境は、健康で文化的な生活を営む上で欠くことができないものであり、その環境を良好な状態で将来の世代に継承していくため、本市の目指すべき環境像を以下に示します。

豊かな自然と住みよい環境を次世代につなぐまち きくがわ



2 環境像実現のための環境目標

目指すべき環境像の実現に向けて、五つの環境目標を掲げます。

自然環境

森林や里地・里山は、多様な生物の生息地として豊かな生態系を育むだけでなく、私たちの暮らしに潤いや安らぎを与え、経済活動や生活のための基盤としても重要です。今後も自然と向き合いながら、**自然を守り育てるまち**として、人と自然が共生することのできる環境づくりを目指します。

生活環境

河川・水・臭気・騒音などの身近な生活環境を良好に保つことを心掛けるとともに、有害物質による環境汚染などによるさまざまなリスクを減らし、**安全安心で快適なまち**として皆が暮らせる生活環境づくりを目指します。

循環型社会

不要な物は貰わない（リフューズ）、廃棄物の排出抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の4Rによる資源の有効活用が推進される循環型社会への転換を進めるとともに、廃棄物の適正処理や不法投棄等の防止を推進し、**資源を有効に利用する循環型のまち**を目指します。

地球環境

温室効果ガスや廃棄物を大量に排出する社会から転換し、環境負荷の少ない持続可能な社会を構築していくことがいま求められています。省エネルギー、新エネルギーの創出に向け市民・事業者を先導し、**地球環境の保全に取り組むまち**づくりを目指します。

環境教育・環境活動

市民・事業者・行政その一人ひとりが環境への負荷を減らすことを考えるとともに、互いに問題を共有し、環境保全の取り組みについて**協働で実践するまち**を目指します。

3 取り組みの全体像（体系図）

目指すべき環境像	環境目標	基本方針	施策の基本的方向
<p>豊かな自然と住みよい環境を次世代につなぐまち</p> <p>きくがわ</p>	<p>1【自然環境】 自然を守り育てるまち</p>	1 自然環境の保全	(1) 森林・里山の保全 (2) 動植物の保護・保全 (3) 農地の保全
		2 自然とのふれあいの推進	(1) 自然環境保全活動の推進
	<p>2【生活環境】 安全安心で快適なまち</p>	1 菊川の水質保全	(1) 生活・工業排水対策の取り組み (2) 水質浄化への取り組みと啓発 (3) 水辺環境の保全と整備
		2 快適な生活環境の確保	(1) 環境負荷の小さい交通の利用促進 (2) 健康被害防止の徹底と指導 (3) 動物愛護の啓発
		3 みどり豊かな空間の創造	(1) 自然豊かな公園・緑地の確保 (2) 緑のつながるまちの創出
	<p>3【循環型社会】 資源を有効に利用する 循環型のまち</p>	1 4R推進のまちづくり	(1) ごみの減量化の推進
		2 ごみの適正な処理	(1) ごみの適正処理の推進
	<p>4【地球環境】 地球環境の保全に 取り組むまち</p>	1 地球温暖化対策の推進	(1) 地球温暖化防止の取り組みの推進
		2 地球環境を守るくらしの創出	(1) 新エネルギーの利用促進 (2) 地産地消の促進
	<p>5【環境教育・ 環境活動】 協働で実践するまち</p>	1 環境まちづくり活動の促進	(1) 環境保全活動の促進 (2) 環境NPOなどの活動支援
		2 環境意識の高揚	(1) 環境教育・環境学習の推進 (2) 環境情報の発信

第4章 取り組みの方向

目指すべき環境像の実現に向けた施策の方向性

本市の目指すべき環境像「豊かな自然と住みよい環境を次世代につなぐまち きくがわ」の実現に向けて、環境保全及び創造に向けた取り組みを総合的かつ計画的に進めていく必要があります。

また、市民・事業者・行政が連携を図り、環境の保全と経済の発展を両立させながら環境負荷が少ない持続的な社会の実現を目指していくことも重要です。そのためには、一人ひとりの意識の向上、身近な生活レベルからの小さな改善の積み重ねが求められています。

本章では、各主体における取り組み内容と、具体的な目標値を明らかにします。

SDGs と本計画との関わり

SDGs の構造は、開発に向けた意欲目標である 17 のゴール（目標）、測定可能な行動目標であり具体的で詳細な 169 のターゲットで構成されています。また、多種多様な関係主体の連携・協力促進や、環境、経済、社会の三側面統合の概念が示されており、本計画と方向性や概念が一致しているものも含まれています。

「地方創生に向けた自治体 SDGs 推進のあり方」コンセプト取りまとめ（平成 29 年 11 月自治体 SDGs 推進のための有識者検討会）の中で、自治体が SDGs に取り組むことは、短期的に見た生活サービスの向上や居住の利便性の向上だけでなく、中長期的な視点から持続可能なまちづくりを進めていくこととなり、住民の生活環境向上に繋がると示されています。

SDGs の推進には市だけでなく、市民や事業者などの広範で多様な主体の参画が不可欠です。このため、本計画では、基本方針等と SDGs との関連性を示し、SDGs の概念の理解促進や様々な業種における事業活動への率先的な関わりを促すことで、SDGs の目標達成への貢献を目指します。

本計画に基づく取組は、SDGs で示されている 17 のゴールの解決に貢献するものでもあり、各種環境施策の効果は、17 のゴールのうちの一つに直接貢献するものもあれば、間接的に複数のゴールへ広範囲に貢献するものもあります。このため、第 4 章の「取組の方向性」では、基本方針ごとに関連する SDGs の各目標を示しています。

持続可能な開発目標 (SDGs) の詳細

<p>1 貧困をなくそう</p> 	<p>目標1 [貧困] あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる。</p>	<p>10 人や国の不平等をなくそう</p> 	<p>目標10 [不平等] 国内及び各国家間の不平等を是正する。</p>
<p>2 飢餓をゼロに</p> 	<p>目標2 [飢餓] 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する。</p>	<p>11 住み続けられるまちづくりを</p> 	<p>目標11 [持続可能な都市] 包摂的で安全かつ強靭 (レジリエント) で持続可能な都市及び人間居住を実現する。</p>
<p>3 すべての人に健康と福祉を</p> 	<p>目標3 [保健] あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。</p>	<p>12 つくる責任 つかう責任</p> 	<p>目標12 [持続可能な消費と生産] 持続可能な消費生産形態を確保する。</p>
<p>4 質の高い教育をみんなに</p> 	<p>目標4 [教育] すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。</p>	<p>13 気候変動に具体的な対策を</p> 	<p>目標13 [気候変動] 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。</p>
<p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p> 	<p>目標5 [ジェンダー] ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行なう。</p>	<p>14 海の豊かさを守ろう</p> 	<p>目標14 [海洋資源] 持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。</p>
<p>6 安全な水とトイレを世界中に</p> 	<p>目標6 [水・衛生] すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。</p>	<p>15 陸の豊かさも守ろう</p> 	<p>目標15 [陸上資源] 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。</p>
<p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p> 	<p>目標7 [エネルギー] すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する。</p>	<p>16 平和と公正をすべての人に</p> 	<p>目標16 [平和] 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。</p>
<p>8 働きがいも経済成長も</p> 	<p>目標8 [経済成長と雇用] 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用 (ディーセント・ワーク) を促進する。</p>	<p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p> 	<p>目標17 [実施手段] 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。</p>
<p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p> 	<p>目標9 [インフラ、産業化、イノベーション] 強靭 (レジリエント) なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。</p>	<p>SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS</p> 	

1-1

自然環境の保全



(1) 森林・里山の保全

森林や里山は、水源かん養や二酸化炭素の吸収源、生物の生息・生育地、人と自然との触れあい活動の場など、多面的な機能を有しています。

本市の森林面積は、市全域の約23%を占めていますが、維持管理が行き届かず、荒廃する森林・里山の増加、また放任竹林の拡大が懸念されています。

森林の荒廃は本市のみならず全国的な課題であり、平成30年5月に森林経営管理法が成立し、平成31年度から森林所有者自らが経営管理できない森林について、市町村が森林の経営管理の委託を受け、意欲と能力のある林業経営者への再委託や市町村自らが管理を行う「森林経営管理制度」が始まりました。また、森林の整備等に要する財源として森林環境税が創設され、平成31年度から森林環境譲与税が県及び市町村に配分されることとなりました。

本市では、菊川市森林整備計画に基づき、市民、NPO、事業者と連携を図りながら、森林経営管理制度や森の力再生事業等を活用した森林整備や松くい虫被害対策を進め、期待される森林の公益的機能（水源のかん養、土砂の流出・崩壊防止及び生活環境の保全等）を踏まえ、さらに農地との一体的な保全・維持管理を目指し、森林・里山、竹林の適正管理に取り組みます。

◆ 行政の取り組み

① 森林・里山の適正な保全と管理【農林課】

- 菊川市森林整備計画（平成31年度～令和11年度）に基づき適切な森林管理を推進します。
- 森林法に基づき保安林の保全を図ります。
- 関係機関と連携を図り、森林や里山の維持管理を図ります。
- 松くい虫などの病虫害の適正防除対策に努めます。
- 森林経営管理法に基づく経営管理を実施し、林業経営の効率化及び森林の管理の適正化の一体的な促進を図ります。

② 里山保全の促進【農林課】

- 静岡県の森の力再生事業をはじめとする森林の保全事業を活用するとともに、地域住民、NPO、企業などの協働による森林、里山の整備を促進します。
- 地域づくりのため、市民が自発的かつ主体的に取り組む竹林整備や伐採竹林の有効利用の促進に努めます。

環境指標	現状値 平成30年	目標値 令和6年	目標値 令和11年

	(2018年)	(2024年)	(2029年)
森の力再生事業の 整備面積	137.22ha (6.36%)※	204.00ha (9.46%)※	260.00ha (12.05%)※

※ 山林面積に対する整備面積割合。山林面積は2,157ha(2017年度(平成29年度))(出典:2018年度(平成30年度)版菊川市データルーム)

(2) 動植物の保護・保全

市内には多くの動植物が生息・生育しています。その環境は、生態系の循環の中で年々変化していることから、種の絶滅を防止し、多様な生態系が維持されるように努めることや、特定外来生物の生息動向を把握し、生態系への影響や農業等への被害防止に努める必要があります。

そのため、野生鳥獣による被害に対し、生息状況の継続的な把握や被害等の発生状況を確認し、適正かつ効果的な有害鳥獣捕獲、その担い手となる人材育成及び地域への被害防止策の普及等を実施するとともに、これらを総合的に行い、人材の育成及び確保が求められます。

◆ 行政の取り組み

① 希少な動植物の保護・保全【農林課、社会教育課、建設課、環境推進課】

- 国や県のレッドデータブックで確認されている市内の貴重な動植物の保護と保全に努めます。
- 森林、里山における動植物の調査などの市民活動に対する支援の検討を進めます。

② 鳥獣保護や有害鳥獣対策の推進【農林課】

- 地域の関係者の合意形成に努め、鳥獣保護区、狩猟鳥獣(イノシシ・ニホンジカを除く)捕獲禁止区域及び特定猟具(銃)使用禁止区域の指定及び更新に取り組めます。
- 菊川市鳥獣被害防止計画に基づき、イノシシなどによる農産物等の被害対策を進めます。

③ 外来種の拡大防止【農林課、環境推進課】

- 関係機関と連携し、特定外来生物などの駆除や防除に取り組めます。
- 外来生物に関する情報発信や普及啓発の推進に努めます。
- 在来の自然生態系を損なわないような事業活動や土地利用に努めます。

(3) 農地の保全

農地は、潤いのある住環境や多様な生物の生育生息地、治水、防災機能など、多面的な機能を有しています。しかし農家数の減少や就農者の高齢化などから耕作放棄地の増加が危惧されており、農業振興とともに生態系の維持及び自然環境との調和を図

る農地づくりが求められています。

そのため、農業生産基盤の整備、担い手の育成や確保などの農業振興施策とともに、優良農地の確保や活用、耕作放棄地の解消等による農地の保全により、自然環境を守り育て、農業の発展に取り組みます。

◆ 行政の取り組み

① 農業振興地域整備計画の推進【農林課】

- 菊川市農業振興地域整備計画に基づく、適正な農地の保全を推進します。
- 新しい担い手農家の育成や確保に向けた農業振興に取り組み、農地の保全に努めます。

② 自然と共生する農業、集落環境の整備の促進【農林課】

- 多面的機能支払交付金事業などを活用し、自然と共生する農業や集落環境づくりの活動に対して、支援を行います。

③ 優良農地の確保や活用【農林課・茶業振興課】

- 優良農地の確保と耕作放棄地の発生を未然に防止するため、農業委員会や農業協同組合などとの連携により、担い手農家への農地の利用集積を促進します。
- 農業協同組合などとの連携による優良農地の活用に努めます。
- 市民活動による農業体験の場の提供などの支援に努めます。

環境指標	現状値	目標値	目標値
	平成30年 (2018年)	令和6年 (2024年)	令和11年 (2029年)
耕作放棄地 解消面積	74ha	88ha	98ha

◆ 市民・事業者に期待される取り組み

	市民	事業者
○ 森林や里山、竹林の整備に参加・協力します。	●	●
○ 竹林整備や伐採竹林の有効利用などに参加・協力します。	●	
○ 里山の動植物調査などに取り組みます。	●	
○ 自主的な鳥獣被害防止対策に取り組みます。	●	●
○ 外来種による被害を予防するために3原則を守ります。 (入れない・捨てない・拡げない)	●	●
○ 地元産、国内産木材の積極的な活用に努めます。		●
○ 希少な動植物の保護・保全に協力します。		●

- 竹林整備や伐採竹林の有効利用などに取り組みます。
- 希少な動植物の生息、生育の保全に配慮した事業活動や土地利用に努めます。
- 在来の自然生態系を損なわないような事業活動や土地利用に努めます。
- 特定外来生物などの駆除・防除に取り組みます。
- 農業体験などに参加し、優良農地の活用を図ります。
- 農業従事者の確保、担い手の育成に努めます。

重点取組施策「海洋プラスチックごみ防止「6 R 県民運動」の取り組み」

現状：ポイ捨てなどにより、回収されずに河川などを通じて海に流れ込む「海洋プラスチックごみ」が日々発生しています。世界全体で日々大量に発生する「海洋プラスチックごみ」は長期にわたり海に残存し、このままでは2050年までに魚の量を上回ることが予測されるなど、地球規模での環境汚染が懸念されています。静岡県では「海洋プラスチックごみ防止6 R 県民運動」に取り組んでいるため、本市においてもこの運動に協力します。

課題：静岡県の海岸でもたくさんのプラスチックごみが回収されています。海洋プラスチックごみを発生させないよう、市民一人ひとりが「海洋プラスチックごみ防止6 R 県民運動」に取り組み、行動を起こすことが重要です。

施策：下記の取り組みを市民・事業者と一丸となり実施します。

種別	主な取組（個人）	主な取組（事業者・団体）
発生抑制	リデュース (Reduce) ・マイバッグ・マイボトルを携行する ・飲食イベントに、マイ箸・マイストロー・マイ容器等を持参する	・左の取組の実践を呼び掛ける
	リユース (Reuse) ・プラスチック容器等を繰り返し利用する ・クリーニングハンガーは店に戻す	
	リサイクル (Recycle) ・市のルールに従ってプラスチックごみは分別し、リサイクルに回す	
	リフューズ (Refuse、ことわあ〜る) ・不要なレジ袋の提供は断る ・不要な使い捨てスプーンやフォーク、包装は断る	・左の取組の実践を呼び掛ける ・レジ袋やストロー、スプーン等をプラスチックから代替素材へ切り替える
流出防止	リターン (Return) ・外出時のプラスチックごみを持ち帰る、ポイ捨てしない ・プラスチック容器の店頭回収を利用する	・左の取組の実践を呼び掛ける ・プラスチック容器の店頭回収の種類や店を増やす
	リカバー (Recover) ・海岸、河川、道路等での清掃活動へ参加する ・落ちているごみを見つけたら拾う	・左の取組の実践を呼び掛ける ・新たに清掃活動を独自で実施する

1-2 自然とのふれあいの推進



(1) 自然環境保全活動の促進

自然とのふれあいや農業体験を通じ、農業や里山への理解を深めることを目的として、地元住民や市内外からのボランティアの参加により、棚田の復元やホテルの育成などの市民活動が活発に行われています。

上倉沢の棚田では、NPO法人せんがまち棚田倶楽部のオーナーと地域住民を中心とした田植え・稲刈りなどの保全活動や棚田あぜ道アートの開催しているほか、掛川市、菊川市、島田市、牧之原市、川根本町の5市町で協力し「静岡の茶草場」世界農業遺産への登録を行うなど、伝統的な景観・文化の保全活動を行っています。

市内の各地域では、お茶やブルーベリー摘み取りなどの農業体験、ほたるの鑑賞会、田んぼアートなど、自然や農業に親しむ積極的な活動が行われています。

今後は、自然の恵みや豊かさの実感や理解を深めるために、地域資源を活かしたエコツーリズムを推進するとともに、本市の観光資源としてもPRを行い、自然環境の保全と地域の活性化を目指します。

◆ 行政の取り組み

① 市民による棚田の保全と育成【農林課、商工観光課】

- 市民による継続的な環境保全活動の支援を行います。
- 菊川市観光協会と連携して、棚田を市の観光資源としてPRします。

② 市民による里山保全【農林課、環境推進課】

- 地域やNPOなどの主体による里山保全活動のPRや支援を行います。
- 里山づくりに取り組むボランティアの育成に努めます。

③ 自然や農業を体験できるエコツーリズムの促進【商工観光課、農林課、社会教育課、学校教育課】

- 環境保全活動や情操教育の機会の創出として、ほたるの保護活動に対する支援を行います。
- 自然や農業、観光農園などを活かしたエコツーリズムの促進に努めます。

環境指標	現状値 平成30年 (2018年)	目標値 令和6年 (2024年)	目標値 令和11年 (2029年)
自然に親しむ人数	58,796人/年	59,396人/年	59,896人/年

◆ 市民・事業者に期待される取り組み

	市民	事業者
○ 農業体験などに参加し、優良農地の活用を図ります。	●	●
○ 棚田保全のボランティア活動やイベントなどに参加します。	●	●
○ 里山づくりのボランティアへの参加やボランティア団体などの活動に協力します。	●	●
○ 里山について学習する場の提供に努めます。		●
○ 自然や農業を体験するエコツーリズムを進めます。	●	●
○ エコツーリズムによる体験型事業などの展開に努めます。		●

2-1 菊川の水質保全



(1) 生活・工業排水対策の取り組み

河川の水質汚濁は家庭からの生活排水の他に、工業排水、農薬・化学肥料などの複数の要因が考えられるため、その実態を踏まえた対策が求められています。

生活排水については、下水道整備区域における早期の接続、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への付け替え、浄化槽の定期点検などが課題となっています。

今後は下水道、合併処理浄化槽などの生活排水処理施設の整備を計画的に進めるとともに、工場などからの工業排水の水質に関して監視・調査を行うなど、水質浄化に向けた排水対策に取り組みます。

◆ 行政の取り組み

① 下水道・合併処理浄化槽などの整備の推進【下水道課】

- 下水道事業経営戦略に基づく計画的な下水道整備を推進します。
- 合併処理浄化槽設置及び単独処理浄化槽からの付け替えに対する補助により、合併処理浄化槽設置の普及促進を図ります。
- 戸別訪問による住民意識の向上を図り、下水道への接続及び合併処理浄化槽への付け替えの普及率向上に努めます。

環境指標	現状値	目標値	目標値
	平成30年 (2018年)	令和6年 (2024年)	令和11年 (2029年)
汚水処理人口普及率	68.28%	79.51%	84.55%

② 下水道への接続の啓発【下水道課】

- 接続工事補助制度、負担金減免制度の活用により、接続促進に向けた施策を推進します。
- 広報紙、出前講座などによって下水道への接続に関する情報提供を行い、啓発を図ります。

③ 浄化槽の保守点検や法定検査の周知【下水道課】

- 浄化槽設置の届出書提出時において、保守点検や法定検査に係る契約書の添付を促します。
- 県との連携により浄化槽台帳を整備し、保守点検や法定検査の周知を図ります。
- 講習会において保守点検や法定検査の周知を図ります。

④ 水質の監視の徹底【環境推進課】

- 公害防止協定締結事業所との打合せや、立ち入り調査を行います。

(2) 水質浄化への取り組みと啓発

家庭や事業所からの生活排水は、一人ひとりの普段の心がけにより環境への負荷を大きく減らすことができます。そのため、家庭や事業所から発生する水質汚濁を軽減するための方策をPRし、水質浄化への取り組みを支援します。

また、市民による河川の水質調査を実施し、水質汚濁に対する意識を高めます。

◆ 行政の取り組み

① 家庭でできる生活排水対策の普及徹底【環境推進課】

- 講習会や勉強会などにより、家庭や事業所における生活排水の水質浄化に向けた普及啓発を促進します。
- 家庭で出来る生活排水対策に関する情報を広報紙やホームページなどに掲載し、普及啓発を図ります。

② 市民による河川の水質調査実施【環境推進課】

- 市民団体や小中学校などによる水生生物調査の実施を促進します。
- 河川保全を自主的に行う活動団体の支援を行います。

環境指標	現状値	目標値	目標値
	平成30年 (2018年)	令和6年 (2024年)	令和11年 (2029年)
水生生物調査の 参加団体数	6団体	10団体	16団体

(3) 水辺環境の保全と整備

河川菊川やその支流は市の骨格を形成するように流れ、市民の暮らしに身近な水辺となっています。河川の水質については、現在環境基準を満たしており、今後もこの良好な水環境を維持する必要があります。

また、洪水などの災害時への適応を進めるため、河川やため池など親しみと愛着のある水辺空間の形成と維持・管理についても同様に、市民・事業者・行政の協働により推進していく必要があります。

◆ 行政の取り組み

① ため池の保全【農林課】

- 地元住民との協働により、農業用ため池の維持管理を継続して行います。

② 河川愛護事業の推進【建設課】

- 河川改修促進委員会による清掃や草刈りの河川愛護事業の継続的な活動支援を行います。
- 県によるリバーフレンドシップ制度の活用により、市民とともに取り組む水辺環境の保全と整備を推進します。
- 河川愛護事業などに積極的に取り組む人材や団体などの育成を図ります。

環境指標	現状値	目標値	目標値
	平成30年 (2018年)	令和6年 (2024年)	令和11年 (2029年)
リバーフレンドシップ制度参加団体数	22団体	24団体	26団体

◆ 市民・事業者に期待される取り組み

- | | 市民 | 事業者 |
|-----------------------------------|----|-----|
| ○ 下水道整備地域では、速やかに下水道の接続をします。 | ● | |
| ○ 下水道未整備地域では合併処理浄化槽の設置・付け替えに努めます。 | ● | |
| ○ 生活排水の適正処理に心がけ、水質浄化に努めます。 | ● | |
| ○ 河川の水質調査を実施し、河川の保全に取り組めます。 | ● | |
| ○ 事業所における排水処理対策を徹底します。 | | ● |
| ○ 河川愛護事業に参加・協力し、河川環境の維持管理に取り組めます。 | ● | ● |



(1) 環境負荷の小さい交通の利用促進

地球温暖化に対する緩和策として、自動車から排出される温室効果ガス削減への取り組みを推進することが重要となります。

次世代自動車をはじめとする環境性能の高い自動車の普及拡大や、エコドライブの普及促進、環境負荷の少ない公共交通機関・自転車の利用促進など、市民のライフスタイルの転換を推し進めるとともに、排気ガス排出抑制のための渋滞緩和策等を推進しながら、今後もまちのきれいな空気の確保に取り組みます。

◆ 行政の取り組み

① 主要幹線道路における渋滞緩和対策の推進【建設課、都市計画課】

- 渋滞緩和に向けた幹線道路網整備を推進します。

② エコドライブの促進【環境推進課】

- ふんわりアクセルやアイドリングストップなどの啓発活動を行います。

③ 公共交通機関や自転車などの利用促進【地域支援課、環境推進課】

- 公共交通機関や自転車などを利用する啓発活動を行います。
- 移動制約者などに対する継続的なコミュニティバスの運行を図ります。

(2) 健康被害防止の徹底と指導

健康で安全な暮らしの環境の維持に向けて、公害や苦情に対する適切な対応を図ると同時に、継続的な環境の監視や指導に取り組みます。

菊川市産業廃棄物関連施設の設置等に係る計画の事前公開に関する条例に基づき、事業者・市民の理解のもと、良好な生活環境の保全を目指します。

◆ 行政の取り組み

① 大気汚染対策の推進【環境推進課】

- 関係機関と連携し事業所に対する大気汚染防止の指導と啓発を行います。
- 関係機関と連携し、光化学オキシダントや微小粒子状物質（PM_{2.5}）の監視を行い、注意報を発信します。

② 悪臭対策の推進【環境推進課】

- 悪臭などの苦情が寄せられた事業所において、悪臭発生状況の測定や指導・監視を継続的に実施するとともに、必要に応じて臭気指数の測定を行います。
- 野焼き防止に向けた指導と啓発活動を推進します。

環境指標	現状値 平成30年 (2018年)	目標値 令和6年 (2024年)	目標値 令和11年 (2029年)
悪臭や騒音などの 苦情件数	34件	10件以下	10件以下

③ 騒音・振動対策の推進【建設課、環境推進課】

- 自動車による騒音・振動抑制が必要とされる場合において、舗装補修や注意喚起の看板設置などによる騒音・振動対策を推進します。
- 工場などからの騒音・振動の監視と指導を行います。

④ 土壌や地下水汚染対策の推進【環境推進課、農林課、茶業振興課】

- 関係機関と連携し、事業所に対する土壌や地下水汚染防止の指導と啓発を図ります。
- 農業協同組合との連携により、農薬取締法や農作物病害虫防除基準による農薬の適正使用を継続的に行います。
- お茶栽培に関して、茶施肥基準（年間窒素量54kg/10a）の遵守に向けて、情報発信や指導を継続的に行います。

⑤ 有害化学物質対策の推進【環境推進課】

- 関係機関との連携により、有害化学物質の適正管理の周知や啓発を促進します。

(3) 動物愛護の啓発

人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目指して、関係機関、ボランティア団体等と連携して、動物愛護意識を普及し、ペットの飼い方マナーの向上を図り、フンや鳴き声などの苦情の軽減に努めます。

◆ 行政の取り組み

① 動物愛護意識の普及・啓発【環境推進課】

- 関係機関やボランティア団体等との連携による動物愛護の普及を推進します。

② ペットの適正な飼い方の啓発【環境推進課】

- 飼い方マナーの向上に向けて、広報誌への掲載や自治会への回覧、フンの看板の設置、動物愛護教室の実施などにより啓発に取り組みます。
- 飼い主に対する適正な繁殖制限の指導や、飼い主の身元がわかる措置（鑑札や注射済票等の装着）の指導を行います。

◆ 市民・事業者に期待される取り組み

	市民	事業者
○ アイドリングストップ運動に参加・協力し、エコドライブに心がけます。	●	●
○ 鉄道、コミュニティバスなどの公共交通の利用を推進します。	●	●
○ 低公害車・低燃費車等の次世代自動車の購入・使用に努めます。	●	●
○ 不適切な野焼きをやめ、適切な廃棄物の処理を行います。	●	
○ 大気汚染、水質汚濁や騒音などの監視・調査と法令の遵守により公害の発生を防ぎます。		●
○ 騒音・振動を出さないように心がけます。	●	●
○ ペットの飼育に関するマナーを守ります。	●	
○ 焼却炉などの適正管理を行い、ダイオキシン類の発生を抑制します。		●
○ 適正な施肥管理と土づくりにより、土壌や地下水汚染の防止を図ります。		●
○ P R T R 制度を遵守し、有害化学物質の排出を抑制します。		●

2-3 みどり豊かな空間の創造



(1) 自然豊かな公園・緑地の確保

公園や緑地は、緑のある空間とともにレクリエーションの場や防災、人と自然が触れあえる場など、多様な機能を有する重要な空間です。市内には都市公園のほか、横地城跡、丹野池公園などの県立自然公園、農村公園などが整備されています。

神社仏閣などの自然に囲まれた施設は緑豊かな空間が形成され、市民にとって安らぎを与え自然と触れ合える貴重な空間となっています。

今後は、市民が安全で憩いの場として利用しやすい公園を維持するため、自治会や市民団体やNPOと行政の協働による適切な維持管理を図り、緑化の推進と緑地の保全に努めます。

◆ 行政の取り組み

① 自然公園の適正保全と活用【商工観光課、農林課】

- 火剣山や横地城跡、丹野池周辺などの自然公園の保全と活用を、市民との協働により推進します。
- 県自然公園指導員による巡視の実施や、地元住民による桜の維持・管理などの市民による取り組みを継続的に支援します。
- 自然公園を利用した地元団体による環境保全活動、イベントなどの支援を行います。

② 緑の潤い空間の創造と育成【都市計画課、建設課、農林課、商工観光課、社会教育課】

- 緑の潤いある空間としての公園・緑地の整備を推進します。
- 公園、ポケットパークなどの維持・管理、緑化、景観保全の市民などによる積極的な環境保全活動を支援します。
- 公園の管理協力の促進として、広報紙やホームページなどによる周知を図ります。

環境指標	現状値	目標値	目標値
	平成30年 (2018年)	令和6年 (2024年)	令和11年 (2029年)
公園の満足度	53.6%	60.6%	66.7%

(2) 緑のつながるまちの創出

緑豊かな菊川市の実現のためには、菊川市花の会や菊川市緑化推進協議会、各自治会などによる花壇づくりや緑化の活動を中心に、市民・事業者・行政の協働による花いっぱい運動や、事前環境と調和した地域の緑づくりの継続が求められます。

また、本市全体に緑をつなげていくために、家庭や事業所における緑化を積極的に推進していきます。

◆ 行政の取り組み

① 都市環境の基本方針の推進【都市計画課】

- 都市計画マスタープランの都市環境の基本方針に基づき各種取り組みを推進します。

② 花いっぱい運動、緑化活動の推進と支援【農林課、地域支援課】

- 花の会や緑化推進協議会、自治会などにおける花壇づくりの取り組みを支援します。
- 静岡県グリーンバンク事業を活用し、緑化の推進を図ります。
- 花いっぱい運動や緑化活動を担う人材確保および育成のために、広報紙などによる啓発を図ります。
- 桜の名所における管理団体の育成を図ります。
- 緑化アドバイザーの人材育成に取り組みます。

③ 花壇の整備、道路や住宅地などの緑化の促進【建設課、都市計画課】

- 地域やボランティア団体との協働による花壇の整備、道路の緑化を推進します。
- アダプトロード制度、ネーミングライツ（道の名前）などを活用し、市民に愛着のある道路緑化を推進します。
- しずおかアダプトロード・プログラムなどの情報提供を行います。
- 開発許可時における環境保全の指導を継続的に行います。

環境指標	現状値 平成30年 (2018年)	目標値 令和6年 (2024年)	目標値 令和11年 (2029年)
アダプトロード制度 実施箇所	2箇所	3箇所	4箇所

◆ 市民・事業者に期待される取り組み

	市民	事業者
○ 自然公園に親しみ、適切な保全と管理を心がけます。	●	
○ 公園、緑地の清掃・美化活動など地域住民による維持管理に参加・協力します。	●	
○ 花いっぱい運動や緑化活動など、自治会や環境活動団体の活動に参加・協力します。	●	
○ アダプト制度の担い手として、道路の花壇や緑化活動に取り組みます。	●	
○ 各家庭で花づくりやグリーンカーテンなどの緑化を進めます。	●	
○ 公園、緑地、広場、花づくりなどに協力します。		●
○ 事務所、店舗、工場などの緑化を進めます。		●

重点取組施策「地域循環共生圏プラットフォーム構築」

現状：国の第5次環境基本計画（平成30年4月閣議決定）では、地域の力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の考えが新たに提唱されました。そのためには、地域の特性や循環資源の性質に応じて、最適な規模の循環を形成することが重要です。「地域循環圏」とは、地域で循環可能な資源はなるべく地域で循環させ、それが困難なものについては物質が循環する環を広域化し、重層的な地域循環を構築していこうという考え方です。

課題：市独自の自然の恵みや資源をエネルギー分野の地産地消として有効活用する必要があります。

施策：地域循環共生圏を推進するためのプラットフォームの構築を検討

3-1 4R推進のまちづくり



(1) ごみの減量化の推進

ごみ総排出量や1人1日当たりごみ量は近年、微減の傾向にあります。また、ごみの減量化・再生利用に向けて、自治会などと連携したごみの分別収集や衣類等の拠点回収、生ごみ処理機の購入費補助金の交付などに取り組んでいます。

また、循環型社会の構築には、従来のリデュース・リユース・リサイクルからなる3Rに留まらず、ごみを出さないために不要なレジ袋などは断るリフューズを含めた4Rを実行していくことが重要となります。

今後も引き続き、市民・事業者・行政が一体となって4Rを総合的に推進し、ごみの減量化や資源化の推進を図ります。

また近年、生態系や人の健康への影響が懸念されている海洋プラスチックごみ問題が地球規模で重要な課題になっています。海洋プラスチックごみの増加に対応するため、市民一人ひとりによる発生の抑制と海洋への流出を防止する運動を推進していきます。

◆ 行政の取り組み

① 4Rの総合的な推進【環境推進課】

- 菊川市一般廃棄物処理基本計画に基づき、ごみの減量化や資源化を推進します。
- 市民向けのごみ減量に関する説明会や講習会において、家庭で出来る4Rチェック表などを配布し、4Rの促進と啓発活動に取り組めます。

② リフューズ・リデュースの推進【環境推進課】

- ごみ減量説明会で使い捨て商品の抑制、再生資源の利用などについての啓発を行います。
- 生ごみ処理機購入に対する補助金の交付により、ごみの減量化や堆肥化の促進を図ります。
- マイバッグなどの利用促進として、レジ袋有料化やレジ袋不要の声掛け運動を実施します。
- ごみの減量化に向けて、広報や店頭でのチラシ配布による啓発事業を推進します。

③ リユースの推進【商工観光課、環境推進課】

- フリーマーケットやバザーなどの利用を促進するための開催支援を行います。
- 開催場所の増設やウォーキングなどのイベントとの連携により、朝市・フリーマーケットの活発化に向けた検討を進めます。
- 家庭にある不要品を譲って欲しい人に譲る仕組みを検討します。

④ リサイクルの推進【環境推進課】

- 自治会やPTA、子供会、事業者などの資源集団回収や資源物分別収集を推進します。
- 有効的な資源ごみの回収を促進するため、回収拠点の適正な管理に努めます。
- 家庭や事業所などの剪定枝のリサイクルを促進するため、情報提供や啓発に取り組めます。

環境指標	現状値	目標値	目標値
	平成30年 (2018年)	令和6年 (2024年)	令和11年 (2029年)
リサイクル率	22.4%	27.3%	31.6%

◆ 市民・事業者に期待される取り組み

- マイバッグ利用によるレジ袋不要の声掛け運動を進めます。
- レジ袋を有料化し、レジ袋の削減を進めます。
- 使い捨て商品の削減と詰め替え商品の利用に心がけます。
- フリーマーケットやバザーに参加・協力します。
- 古紙などの集団回収や資源物の分別収集に積極的に取り組みます。
- 簡易包装やばら売りに努めます。
- リユースやリサイクルを前提とした商品の開発・製造・販売に努めます。
- 使い捨てプラスチック製品の使用を自粛します。
- 海洋プラスチックごみ防止運動「6R県民運動」を推進・実施します。

市民 事業者

-
-
-
-
-
-
-
-
-

重点取組施策「一人一日当たりごみ排出量少なさ県内No. 1」

現状：不要となった衣類の回収や出前行政講座などを開催し、分別の必要性や3R（リデュース、リユース、リサイクル）の啓発に取り組んできた結果、ごみの排出量は近年減少傾向になっています。当市は静岡県内での一人一日当たりの排出量の少なさは1位であり、全国的にみても上位クラスとなっています。

ごみの総排出量 (単位：トン)

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
菊川市	11,875	11,679	11,670	11,577	11,125

(出典：環境推進課)

一人一日当たりのごみの排出 (単位：グラム)

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
菊川市	667	667	661	636	646
静岡県	902	896	886	878	-
全国	947	939	925	925	-

(出典：環境推進課)

課題：これ以上ごみを出さないように、市民一人ひとりがリサイクルなどの意識を向上する必要があります。市民や事業者から排出されるごみが削減されることにより、ごみ処理費用の軽減や焼却炉の延命化、また、これらに伴う地球温暖化の抑制が図られます。可燃ごみとして処理されるものがリサイクルに回ることにより、パージン材の使用軽減などにも貢献し、循環型社会の構築の一助となります。

- 施策：① 出前行政講座の開催及び推進
 ② 4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）を推進するための周知・啓発
 ③ 事業系ごみ削減のための事業者への説明会の開催

3-2 ごみの適正な処理

(1) ごみの適正処理の推進

ごみに対するマナーの向上、適正な処理を理解するなどの市民全体への意識の高揚を図るために、市民、事業所とともに不法投棄の監視や一斉清掃などに取り組み、ごみの適正処理を推進します。

◆ 行政の取り組み

① 不法投棄のパトロール・監視、啓発活動の推進【環境推進課、建設課】

- 自治会における不法投棄の看板設置などの支援を行います。
- 不法投棄防止に向けた啓発活動を推進します。
- 道路パトロールにおいて、不法投棄の監視に取り組みます。
- 監視カメラの設置や事業所との連携による不法投棄の監視に取り組みます。

	現状値	目標値	目標値
環境指標	平成30年 (2018年)	令和6年 (2024年)	令和11年 (2029年)
不法投棄件数	75件	75件以下	70件以下

② 市内一斉清掃の推進【環境推進課】

- 環境衛生自治推進協議会との協働による市内一斉清掃を推進します。

③ 最終処分場の適正管理【環境推進課】

- 柵草最終処分場の適正な管理を行い、次期最終処分場の設置について検討を進めます。

◆ 市民・事業者に期待される取り組み

	市民	事業者
○ 生ごみなどは堆肥化や飼料化に努めます。	●	●
○ ごみ減量説明会に参加します。	●	
○ グリーン購入に努めます。	●	●
○ 不法投棄の監視を地域で取り組みます。	●	
○ 市内一斉清掃に積極的に参加します。	●	●

4-1 地球温暖化対策の推進



(1) 地球温暖化防止の取り組みの推進

本市全体で地球温暖化防止対策に取り組むためには、行政の先導的な地球温暖化防止対策の推進とともに、市民や事業者の行動を明確にし、温室効果ガス排出削減に向けた普及啓発に取り組む必要があります。

そのため、本市の公共施設（事務・事業）や市域全体を対象とした地球温暖化防止のための計画を推進するとともに、環境マネジメントシステムによる組織的な省エネルギー化の推進、地球温暖化対策に資する行動を促す国民運動COOL CHOICEの普及啓発を行うことで、地球温暖化の緩和に向けた低炭素化社会の実現を図ります。

また近年、地球温暖化に端を発する豪雨等の自然災害が各地で発生しており、もはや温暖化による気候変動の影響は避けられないものとなっています。そうした気候変動によって生じる様々な影響に対処し、被害を回避・軽減するための適応策が今後重要となってきます。

本市でも、従来の温室効果ガス削減を目的とする緩和策に留まらず、適応策についても行政を始めとして、市民・事業者へ啓発し広く周知を図ると同時に、本市の気候変動による影響に対する方針についても検討を進めていきます。

◆ 行政の取り組み

① 地球温暖化対策につながるライフスタイル転換の啓発【環境推進課】

- 広報紙やホームページにより、地球温暖化防止対策につながるライフスタイルの提案の周知と啓発活動を推進します。
- 出前行政講座やアースキッズ事業により、家庭でできる地球温暖化防止につながる取り組みへの気づきを養い、環境問題への関心を高めます。

② 地球温暖化防止に関わる施策の推進【環境推進課】

- 第3次菊川市地球温暖化防止実行計画（事務事業編）に基づく、公共施設の地球温暖化防止に向けた取り組み実施の推進を図ります。

環境指標	現状値	目標値	目標値
	平成30年 (2018年)	令和6年 (2024年)	令和11年 (2029年)
市公共施設における CO ₂ 排出量	6,818 t-CO ₂	5,993 t-CO ₂	5,083 t-CO ₂

③ 環境マネジメントシステムの実践推進【環境推進課】

- 市において、エコアクション21認証の対象施設の拡大を目指します。
- 事業所に対して、エコアクション21イニシアティブプログラムによる取得支援・啓発活動の推進を図ります。
- 事業所に対して、エコアクション21取得支援セミナーを毎年開催し、エコアクション21認証取得事業所の普及促進に取り組みます。

④ 気候変動によって生じる影響に係る情報収集と適応策の検討

- 気候変動による影響について情報収集を進めると共に、広く啓発を図ります。
- 気候変動による地域への影響と、それに対する適応策等の検討を行います。

◆ 市民・事業者に期待される取り組み

	市民	事業者
○ 地球温暖化防止対策の国民運動COOL CHOICEへの賛同と取り組みを実践します。	●	●
○ 出前行政講座やアースキッズ事業などを通じて、地球温暖化を防止するライフスタイルの転換に取り組みます。	●	
○ エネルギー効率の高い家電製品の購入・使用に努めます。	●	●
○ 照明をこまめに消す、使っていない家電のコンセントを抜くなど、家電製品の待機電力の削減に努めます。	●	●
○ 季節に応じて着る物を調節したり、クールビズ・ウォームビズに取り組みます。	●	●
○ グリーンカーテンの活用や、冷暖房の温度を適切な設定で運用するなど、冷暖房の省エネルギー対策に取り組みます。	●	●
○ 照明のLED化やエネルギー効率の高い設備などの導入に努めます。		●
○ 事業所における環境マネジメントシステムの導入に努めます。		●

4-2 地球環境を守るくらしの創出

(1) 新エネルギーの利用促進

今日では、低炭素社会及び持続可能な社会の実現のため、従来の化石エネルギーに頼らないエネルギーの確保が大きな課題となっています。

本市は日照時間が長いという地域特性から、太陽光発電や太陽熱利用による再生可能エネルギーの導入余地が高いという利点があり、これを推進することで温室効果ガスの排出削減が期待できます。

また、こうしてエネルギーを地産地消することにより、発電設備等の大規模なインフラ導入や長距離送電による電力ロスが削減されるだけでなく、災害時にもエネルギー源として活用でき、気候変動への適応策としての働きも期待できます。

その他のバイオマスエネルギー等の新エネルギーについても、化石燃料に代わる温室効果ガス排出削減の有効な手段であることから、今後も費用対効果も鑑みながら導入を促進する必要があります。

◆ 行政の取り組み

① 太陽光・太陽熱エネルギーの導入促進【環境推進課】

- 太陽光発電システムや蓄電池などの設置補助制度により、家庭における太陽光・太陽熱エネルギーの導入促進を図ります。
- 市公共施設および学校施設などにおける太陽光発電設備の導入促進を図ります。

環境指標	現状値	目標値	目標値
	平成30年 (2018年)	令和6年 (2024年)	令和11年 (2029年)
太陽光発電システムの設置件数(累計)	2,789件	3,389件	3,889件

② バイオマスエネルギーなどの新エネルギー導入の検討【環境推進課、農林課、下水道課、教育総務課(給食センター)】

- 家庭から排出される廃食用油の回収方法、安定的な回収方法、投資効果などの検討を踏まえ、廃食用油を利用した新エネルギー導入の検討を進めます。
- ふじのくに新エネルギー等導入倍増プランに基づき、新エネルギーの導入の調査・研究を図ります。
- 本市の総合的かつ計画的な新エネルギーの利用の検討を進めます。

(2) 地産地消の促進

地産地消は、環境負荷の軽減、消費の安全安心の確保、子供たちへの食育教育、地域の農業活性化などにつながるため、今後とも地産地消の推進に取り組む必要があります。

今後も学校給食などでの地場産品の利用、朝市などにおける地場産品の販売を行うことにより、地域の農業活性化へつながる地産地消を促進します。

◆ 行政の取り組み

① 地場産品の消費促進【農林課、商工観光課、教育総務課（給食センター）】

- 朝市における地場産品の消費促進、農産物生産者に対する出店販売の支援を行います。
- 市施設においての地場産品を食材とした食事の提供の支援を行います。
- 関係機関との連携により地産地消推進会議を開催し、地場産品の消費促進や啓発事業の推進を図ります。
- 学校給食の献立計画における市内産の地場産品の導入促進を図ります。
- 学校給食における地場産品の消費促進と食育の推進に向けて、ふるさと給食週間の実施やふるさとふれあい推進事業、「食育の日」の啓発事業などに継続的に取り組みます。
- 学校給食において、契約栽培による食材調達方法の検討を進めます。

環境指標	現状値	目標値	目標値
	平成30年 (2018年)	令和6年 (2024年)	令和11年 (2029年)
学校給食での地場産品（県内産）利用率	46%	46%以上	46%以上

② 地場産品の販売促進、販売箇所の拡大【農林課、茶業振興課、商工観光課】

- 継続的な地場産品の販売促進、販売箇所の拡大の検討を進めます。
- イベント会場や富士山静岡空港などにおいて、関係機関と連携した菊川茶などの地場産品のPRおよび販売促進を図ります。

◆ 市民・事業者に期待される取り組み

	市民	事業者
○ 太陽光エネルギーの活用に取り組みます。	●	●
○ 廃油の活用や新エネルギーを活用する勉強会に参加します。	●	
○ 朝市などに参加し、地産地消の購入に努めます。	●	
○ 太陽光エネルギーなどクリーンエネルギーの導入に努めます。	●	●
○ 新エネルギーの導入に努めます。		●
○ 地域循環型などのバイオマス利活用に向けた研究を進めます。		●
○ バイオマスをエネルギーとして、地域で活用する仕組みづくりを促進します。		●
○ 地場産品を積極的に販売します。		●

重点取組施策「地域新電力（自治体新電力）導入」

現状：本市全体で使用されるエネルギー（車などの使用に必要なガソリン、家庭・事業所での電気、工場等で使用される石油・石炭など）のうち、約114億円分は海外からの輸入に依存しています（本市GRP（Gross Regional Product（本市域内総生産））の6.6％に相当）。これらから脱却し、エネルギーを自給自足する方法が求められます。
 <菊川市の地域経済循環分析（2013年版）【環境省提供ツール】>

課題：可能な限りのエネルギーの自給自足を検討する必要があります。

施策：地域内の発電電力を最大限に活用する地域新電力の導入についての検討

5-1

環境まちづくり活動の促進



(1) 環境保全活動の促進

市内では、地域や家庭におけるグリーンカーテンの設置や市内全域の一斉清掃、ごみの分別収集などの幅広い環境保全活動が行われています。

今後も家庭や地域、学校などあらゆる場において、市民・事業者・行政が協働する環境保全活動の推進を図ります。

◆ 行政の取り組み

① 市民参加による環境活動の促進【地域支援課、環境推進課】

- 環境活動団体を把握し、各団体の連携が図れるよう環境活動の活発化および環境活動団体の育成に向けた支援を行います。
- 地区コミュニティ協議会における環境活動の推進に向けた助言や支援を行います。

環境指標	現状値	目標値	目標値
	平成30年 (2018年)	令和6年 (2024年)	令和11年 (2029年)
環境保全活動を実施した回数	153回	168回	183回

(2) 環境NPOなどの活動支援

環境保全活動を活性化するためには、コミュニティ協議会、NPO、市民活動団体、事業者、行政のそれぞれの主体のニーズをつなげ、連携・協力し合えることが重要です。

そのため、環境に関するNPOや市民活動団体などへのサポート体制構築と情報提供及び情報発信を推進し、これらの団体や市民等を対象とした各種講座を開催するなど、協働への取り組みを進めていきます。

◆ 行政の取り組み

① 環境活動団体への各種支援策の充実【地域支援課、環境推進課】

- 環境活動団体の受け皿となる仕組みの調査・研究を進めます。
- 環境NPO、市民活動団体などの団体へのサポート体制構築と情報提供を推進します。
- 関係機関との協働による会議を開催し、NPOなどの活動支援のための検討を進めます。

環境指標	現状値	目標値	目標値
	平成30年 (2018年)	令和6年 (2024年)	令和11年 (2029年)
環境NPO、環境ボランティアなどの組織数	12組織	13組織	14組織

◆ 市民・事業者に期待される取り組み

	市民	事業者
○ 環境活動に取り組みます。	●	
○ 環境NPO、環境活動団体などの立ち上げや活動の支援に努めます。	●	●
○ コミュニティ協議会等が実施する環境活動に参加するとともに、環境活動の場の提供などの協力をします。	●	●
○ 環境教育のための情報提供、講師としての社員の派遣などにより、学校における環境学習に協力します。		●
○ 市内全域の一斉清掃などに参加します。	●	

5-2 環境意識の高揚



(1) 環境教育・環境学習の推進

市全体において環境意識を高揚させていくためには、あらゆる年代層に対する環境教育・環境学習の実践が重要です。

そのため、学校や家庭、地域、NPO、事業所、行政などあらゆる主体による環境教育・環境学習を推進していきます。

◆ 行政の取り組み

① 学校における環境教育・環境学習の推進【学校教育課】

- 各学校での環境学習の実態を把握し、総合的な学習の時間などにおいて環境学習の推進を図ります。
- より良い環境教育・環境学習の推進のために社会科副読本の改訂を行います。
- アースキッズ事業への参加に取り組みます。
- 県の環境学習出前講座や環境コーディネーターの紹介および人材派遣事業などによる支援を行います。
- 集団回収（古紙、アルミ缶など）の推進を図ります。
- 環境に関わる教員研修会の実施や各種会合などにおける環境学習情報を活用する働きかけを行います。

環境指標	現状値	目標値	目標値
	平成30年 (2018年)	令和6年 (2024年)	令和11年 (2029年)
総合的な学習の時間 などにおける環境学習の実施	12校	12校	12校

② 地域・家庭・学校が連携した環境学習の推進【環境推進課、水道課、地域支援課】

- 地域、家庭、学校などが望む環境学習に応える出前講座や説明会などを推進します。市民、事業者、行政の協働による学習発表会の実施の検討を進めます。
- 環境衛生委員研修会における説明などにより、環境衛生委員の育成を図り、ステーションの立会いや説明会などを継続的に実施し、ごみ出しマナーの向上に取り組みます。
- 外国人のためのごみの出し方の啓発に取り組みます。
- 外国語による環境情報の提供、意見交換会での環境学習の実施に取り組みます。
- 茶摘みや手揉み、田植え・稲刈り、麦踏みなど、地域から子どもに伝える環境学習を推進します。

(2) 環境情報の発信

環境意識の高揚のためには、環境情報の提供が必要であることから、ホームページや広報紙のほか、記者会見や新聞・テレビなどを積極的に活用します。

◆ 行政の取り組み

① ホームページや広報紙での環境情報の発信【環境推進課、秘書広報課】

- ホームページや広報紙などを活用し、環境情報の発信に努めます。
- 市長定例記者会見や新聞、テレビ番組などを積極的に活用した環境情報の提供を行います。

◆ 市民・事業者に期待される取り組み

- 環境資源ギャラリーの見学会など、地域の環境学習会に参加します。
- 市・市民・事業者そして児童や生徒などが環境への取り組み成果を発表し、評価を受ける実践発表会に参加します。
- 子どもが楽しく参加できる地域での体験学習に取り組みます。
- 発表会などを通じて、環境活動に携わる個人、団体の環境活動ネットワークづくりを進めます。
- 環境教育・環境学習に関する人材バンクへの登録を目指し、環境コーディネーターとして研修に励みます。
- 環境教育のための情報提供、講師としての社員の派遣などにより、学校における環境学習に協力します。
- 工場見学などの市民が学べる機会の創出に努めます。
- 地域のイベントや学習会に事業所として参加・協力します。
- 環境報告書の作成・公表などを行い、環境の取り組み情報の発信に努めます。

市民 事業者

●

●

●

●

●

●

●

●

●

●

重点取組施策「エコアクション2.1認証取得事業者数UP」

現状：静岡県はエコアクション2.1認証事業者数が全国1位で、県内35市町中16位となっています。また、市内における認証取得事業所数（本社市内登録）は13社（令和元年5月時点）となっています。

エコアクション2.1認証・登録事業者数（平成30年3月末現在）

区分	1位 静岡県	2位 東京都	3位 大阪府	全国
事業者数	1,001	814	506	7,946

（出典：一般財団法人持続性推進機構（エコアクション2.1中央事務局））

課題：事業者がエコアクション2.1を認証登録することにより、環境への取組を総合的に進めることができます。取組内容を継続的に改善する中、経費の削減や生産性の向上など、経営面での効果が期待できるため、事業者の認証登録を促す施策が必要になります。

- 施策：① エコアクション2.1認証取得による企業メリットの周知
② エコアクション2.1認証取得支援セミナーの継続的な開催

6 第2次環境基本計画の数値目標一覧

環境目標 【自然環境】自然を守り育てるまち

1-1 自然環境の保全

環境指標	現状値	目標値	目標値
	平成30年 (2018年)	令和6年 (2024年)	令和11年 (2029年)
森の力再生事業の 整備面積	137.22ha	204.00ha	260.00ha
耕作放棄地 解消面積	74ha	88ha	98ha

1-2 自然とのふれあいの推進

環境指標	現状値	目標値	目標値
	平成30年 (2018年)	令和6年 (2024年)	令和11年 (2029年)
自然に親しむ人数	58,796人/年	59,396人/年	59,896人/年

環境目標 【生活環境】安全安心で快適なまち

2-1 菊川の水質保全

環境指標	現状値	目標値	目標値
	平成30年 (2018年)	令和6年 (2024年)	令和11年 (2029年)
汚水処理人口普及率	68.28%	79.51%	84.55%
水生生物調査の 参加団体数	6団体	10団体	16団体
リバーフレンドシッ プ制度参加団体数	22団体	24団体	26団体

2-2 快適な生活環境の確保

環境指標	現状値	目標値	目標値
	平成30年 (2018年)	令和6年 (2024年)	令和11年 (2029年)
悪臭や騒音などの 苦情件数	34件	10件以下	10件以下

2-3 みどり豊かな空間の創造

環境指標	現状値	目標値	目標値
	平成30年 (2018年)	令和6年 (2024年)	令和11年 (2029年)
公園の満足度	53.6%	60.6%	66.7%
アダプトロード制度 実施箇所	2箇所	3箇所	4箇所

環境目標 【循環型社会】資源を有効に利用する循環型のまち

3-1 4R推進のまちづくり

環境指標	現状値	目標値	目標値
	平成30年 (2018年)	令和6年 (2024年)	令和11年 (2029年)
リサイクル率	22.4%	27.3%	31.6%

3-2 ごみの適正な処理

環境指標	現状値	目標値	目標値
	平成30年 (2018年)	令和6年 (2024年)	令和11年 (2029年)
不法投棄件数	75件	75件以下	70件以下

環境目標 【地球環境】地球環境の保全に取り組むまち

4-1 地球温暖化対策の推進

環境指標	現状値	目標値	目標値
	平成30年 (2018年)	令和6年 (2024年)	令和11年 (2029年)
市公共施設における CO ₂ 排出量	6,818t-CO ₂	5,993t-CO ₂	5,083t-CO ₂

4-2 地球環境を守るくらしの創出

環境指標	現状値	目標値	目標値
	平成30年 (2018年)	令和6年 (2024年)	令和11年 (2029年)
太陽光発電システムの 設置件数(累計)	2,789件	3,389件	3,889件
学校給食での地場産品 (県内産)利用率	46%	46%以上	46%以上

環境目標 【環境教育・環境活動】協働で実践するまち

5-1 環境まちづくり活動の促進

環境指標	現状値	目標値	目標値
	平成30年 (2018年)	令和6年 (2024年)	令和11年 (2029年)
環境保全活動を 実施した回数	153回	168回	183回
環境NPO、環境ボラ ンティアなどの組織数	12組織	13組織	14組織

5-2 環境意識の高揚

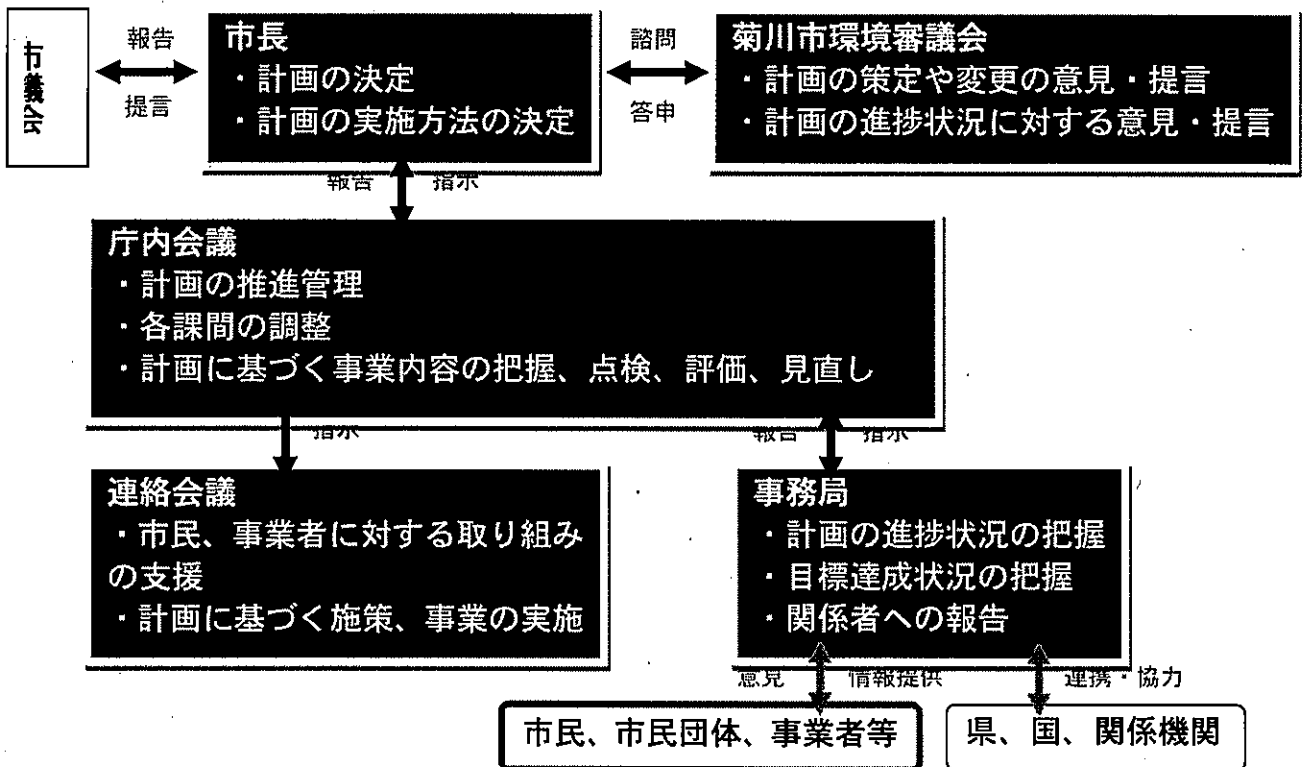
環境指標	現状値	目標値	目標値
	平成30年 (2018年)	令和6年 (2024年)	令和11年 (2029年)
総合的な学習の時間 などにおける環境学 習の実施	12校	12校	12校

第5章 計画の推進体制と進行管理

1 推進体制

(1) 計画の推進体制（市）

市による本計画の推進に当たっては、以下の通り、菊川市環境審議会、庁内会議、連絡会議及び事務局が連携し進めます。



【菊川市環境審議会】

菊川市環境審議会は、菊川市環境基本条例第22条に規定する機関で、市民、事業者、学識経験者、関係行政機関の職員により構成されます。この環境審議会は、「本市の環境の保全及び創造に関する基本的な事項について調査審議するため」に設置するものです。必要に応じて市長に意見を述べて、市環境行政へ答申を行います。

【庁内会議】

庁内の関係各課の施策を横断的に繋ぐ組織としての役割を担い、各課の連携に関する調整を行うほか、各課で実施する事業が、環境基本計画で示す施策に沿っているか調整するとともに、点検、評価及び見直しを行うなど、環境基本計画の推進管理を行います。

【連絡会議】

連絡会議は関係各課の実務者レベルでの協議を行います。施策・事業の実施に当たっては環境へ配慮し、着実に取り組みます。

【事務局（環境推進課）】

環境基本計画の進捗状況や目標の達成状況の把握の他、環境審議会や庁内会議に対する必要事項の報告、関係者からの意見収集など、環境基本計画の推進管理に係わる事務局を務めます。

（2）計画の推進体制（市民、事業者）

市民及び事業者は以下の通り進めます。

【市民】

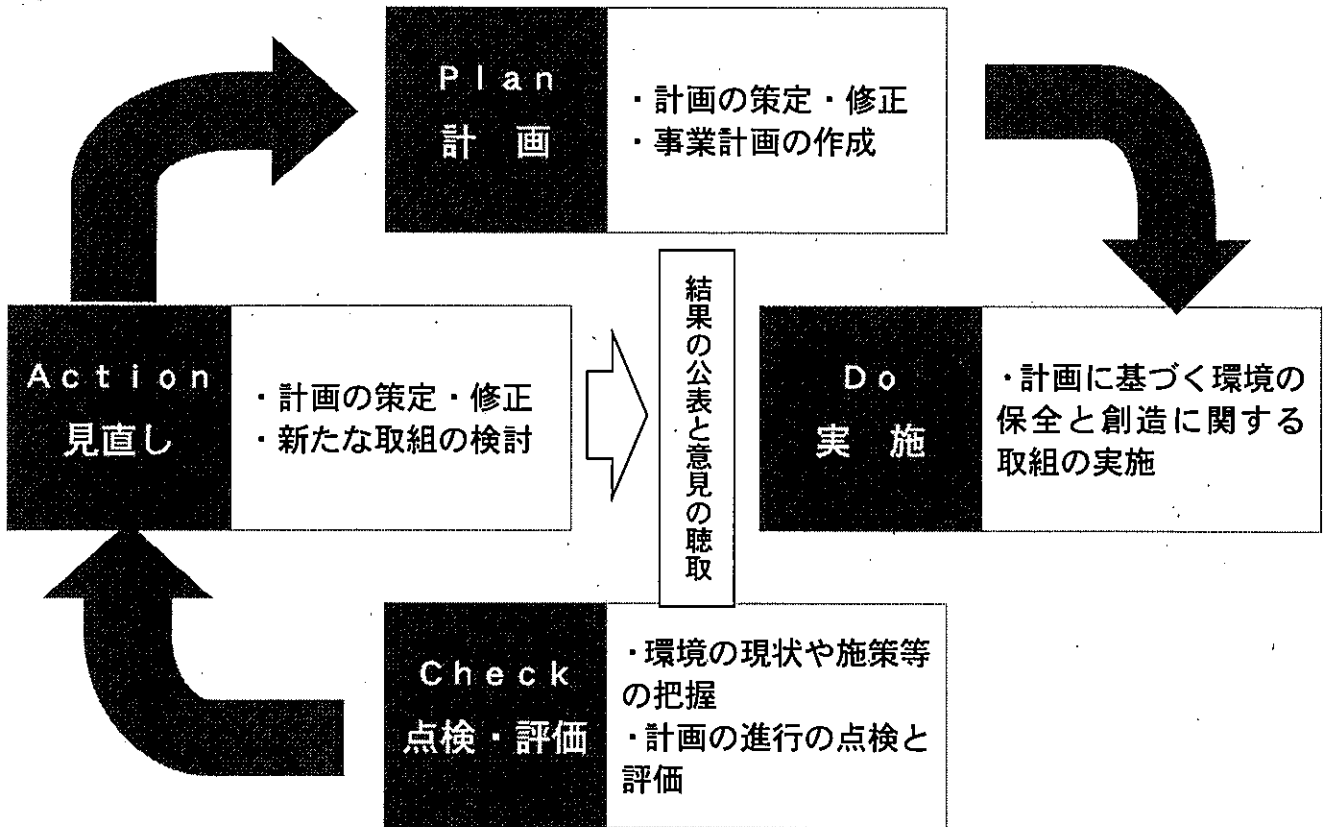
市民に期待される取り組みを積極的に推進し、行政が行う施策や事業に協力します。

【事業者】

事業者に期待される取り組みを積極的に推進し、行政が行う施策や事業に協力します。また、社会的な責任のもと、積極的に環境保全活動を行います。

2 進行管理

本計画の進行管理は、以下「PDCAサイクル」により実施します。



「PDCAサイクル」による進行管理

Plan 計画	計画に基づく施策や事業に関しては、市民・事業者との協働を図りながら、関係各課が「豊かな自然と住みよい環境を次世代につなぐまち 大きくかわ」を目指すため、計画及び実施するよう努めます。
Do 実施	
Check 点検・評価	環境基本計画の施策の進捗状況や関係者などの意見を、各課を通じて事務局にて実質などを集約した上で庁内会議に報告し、点検・評価を実施します。また、市長は環境審議会に進捗状況を報告し、外部からの専門的な提言を受け、計画に反映します。
Action 見直し	点検・評価の結果を踏まえて、庁内会議で施策事業の見直しを行い、環境審議会で審議します。また、点検・評価や見直しの結果を公表し、市民・事業者から広く意見を聴取します。

資料編

資料1 策定経過

年度	時期	事項	内容
平成三十年 度	7/31	第1回庁内策定委員会	概要説明、アンケート調査票検討
	8/29 ～ 9/11	アンケート調査	8/29発送、9/11回収 市民アンケート【対象：2000名（回収率38.0%）】 事業所アンケート【対象：150事業所（回収率50.0%）】
	11/21	第2回庁内策定委員会	アンケート結果報告 環境基本計画案（計画の基本的事項、市の環境の状況）の報告
	12/27	第1回環境審議会	アンケート調査結果の報告 環境基本計画案（計画の基本事項、市の環境の現状）の説明
	2/18	第3回庁内策定委員会	環境基本計画案（計画の基本事項、市の環境の現状、計画の目標）の報告
	3/28	第2回環境審議会	環境基本計画案（計画の基本事項、市の環境の現状、計画の目標）の報告 一般廃棄物（ごみ）の現状と減量施策について（報告）
令和元 年度	5/24	第1回庁内策定委員会	行政の取り組み、目標値の作成
	8/29	第2回庁内策定委員会	行政の取り組み、目標値の確認
	11/5	第1回環境審議会	環境基本計画案の審議
	11/28	議会全員協議会	環境基本計画案の説明
	1/17 ～ 2/14	パブリックコメント	
	2/27	第2回環境審議会	環境基本計画最終案の審議

資料2 環境審議会委員

No.	氏名	所属	備考
1	平井 一之	(一社)静岡県環境資源協会 専務理事	会長
2	堀 守夫	NPO法人里山再生クラブ 代表	副会長
3	野中 茂樹	環境衛生自治推進協議会 会長	
4	橋本 輝夫	菊川市農業委員会 会長	
5	鈴木 勝章	菊川市緑化推進協議会 会長	
6	松下 知生	菊川市商工会 副会長	
7	坂田 剣	フジオーゼックス(株) 安全・環境室長	
8	山本 康男	遠州夢咲農業協同組合 代表理事専務	
9	伊藤 重雄	中部電力(株)掛川営業所 所長	
10	大橋 芳廣	地球温暖化防止活動推進員	
11	池谷 伸兒	エコアクション21 審査人	
12	村田 和美	(株)エムスクエア・ラボ ソーシャルデザイナー	
13	服部乃利子	静岡県地球温暖化防止活動推進センター センtralマネージャー	
14	福本 晃久	国土交通省浜松河川国道事務所 調査課長	
15	清 真人	静岡県くらし・環境部環境局 環境政策課参事兼課長代理	

平成 30 年 12 月 27 日

菊川市環境審議会
会長 平井 一之 様

菊川市長 太田 順一

第 2 次菊川市環境基本計画について（諮問）

第 2 次菊川市環境基本計画について、菊川市環境基本条例（平成 20 年 9 月 24 日条例第 25 号）第 21 条第 1 項の規定に基づき、貴審議会に諮問いたします。

（諮問理由）

本市では、健全で恵み豊かな環境は、健康で文化的な生活を営む上で欠くことができないものであり、その環境を良好な状態で将来の世代に継承していくため、平成 20 年 9 月に菊川市環境基本条例を制定し、平成 22 年 3 月に「菊川市環境基本計画」を策定しました。

現在の計画は、平成 31 年度で計画期間を満了することから、平成 32 年度以降の次期計画を本年度から策定することとしました。

本市で策定します環境基本計画は、菊川市環境基本条例第 8 条第 1 項に基づき環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画であります。

つきましては、第 2 次菊川市環境基本計画の策定について、貴審議会に意見を賜りたく諮問するものであります。

答申

資料3 環境基本条例

平成20年9月24日条例第25号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 環境の保全と創造に関する基本的施策（第8条—第19条）

第3章 環境審議会（第20条—第24条）

附則

私たちのまち菊川市は、東に日本一の大茶園牧之原台地を擁し、南には市を縦断する一級河川菊川が流れ込む遠州灘を望み、温暖な気候と自然環境に恵まれ、先人のたゆまぬ努力により発展してきた。

しかしながら、私たちが物質的な豊かさと利便性、経済性を追求するあまり、資源やエネルギーを大量に消費した結果、自然の再生能力や浄化能力を超えるような負荷を地域環境に与え、今日では地球規模で問題となっている。

健全で恵み豊かな環境は、健康で文化的な生活を営む上で欠くことができないものであり、私たちは、その環境を良好な状態で将来の世代に継承していかなければならない。

そこで、自らの生活様式や社会経済活動の在り方を見つめ直し、環境への負荷の少ない社会の構築を目指し、市、市民、事業者すべての主体が協力し合い、それぞれの立場で行動することを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、市、市民、事業者等の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、良好で快適な環境が将来にわたって維持されるよう適切に行われなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、環境への負荷の少ない持続的発展可能な社会の構築を目指して、すべての者が公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、地域の自然的社会的条件を勘案し、人と自然とが共生できる調和のとれた自然環境が確保されるよう適切に行われなくてはならない。
- 4 地球環境の保全は、人類に共通する重要な課題であるとともに、地域における事業活動や日常生活が地球環境に影響を及ぼしていることを自覚し、積極的に推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。

2 市は、基本理念にのっとり、自らの事業活動に伴う環境への負荷の低減に率先して努める責務を有する。

（市民の責務）

第5条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に伴う公害の発生を防止し、廃棄物を適正に処理するとともに、自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、製品その他の物が使用され、廃棄されることによる環境への負荷を低減するように努めるとともに、環境に配慮した原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に伴う環境への負荷の低減に積極的に努めるとともに、市が実施する環境への保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

（滞在者の責務）

第7条 旅行者その他の滞在者は、その滞在中の行動に伴う環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する環境の

保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 環境の保全と創造に関する基本的施策

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、これらに関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 環境基本計画は、環境の保全及び創造に関する中長期的な目標及び基本的な施策その他環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項について定めるものとする。
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ市民等の意見を聴くために必要な措置を講ずるとともに、菊川市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(市の施策の策定等に当たっての配慮)

第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、又は実施する場合は、環境の保全及び創造に配慮するとともに、環境基本計画との整合を図らなければならない。

(規制の措置)

第10条 市は、環境の保全上の支障を防止するため必要があると認めるときは、地域の自然的及び社会的条件を勘案し、公害の防止及び自然環境の保全のために必要な規制の措置を講ずよう努めなければならない。

(誘導的措置)

第11条 市は、環境への負荷を生じさせる活動又は生じさせる原因となる活動を行う者が、当該活動に係る環境への負荷を低減させることとなるように誘導するため、必要な措置を講ずよう努めるものとする。

(資源の循環的な利用等の促進)

- 第12条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業所による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等に努めるものとする。

(教育及び学習の振興)

第13条 市は、市民及び事業者が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全及び創造に関する活動意欲を増進させるため、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興その他の必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的な活動の促進)

第14条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体(第16条において「民間団体等」という。)が自発的に行う生活排水の浄化、再生資源に係る回収、地域の緑化その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(推進体制の整備)

第15条 市は、市の各機関相互の連携を図り、環境の保全及び創造に関する施策を総合的に調整し、及び推進するための体制を整備するものとする。

(情報の提供)

第16条 市は、第13条の教育及び学習の振興並びに第14条の民間団体等が自発的に行う活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供しよう努めるものとする。

(調査の実施)

第17条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に資するため、調査及び情報の収集に努めるものとする。

(監視、測定等の体制の整備)

第18条 市は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第19条 市は、環境の保全及び創造に関し広域的な取組を必要とする施策について、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

第3章 環境審議会

(設置)

第20条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、菊川市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第21条 審議会は、市長の諮問に応じ、環境の保全及び創造に関する基本的な事項について調査審議する。

2 審議会は、環境の保全及び創造に関する事項について市長に意見を述べることができる。

(組織)

第22条 審議会は、委員15人以内で組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 市民

- (2) 事業者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他市長が必要と認める者

2 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、審議会を代表し会務を総理し、副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(任期)

第23条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 関係行政機関の職員のうちから委嘱された者にあつては、委嘱されたときにおける当該身分を失った場合は、前項の規定にかかわらず、その職を失う。

(委任)

第24条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

資料4 用語解説

あ行

アイドリングストップ

大気汚染や騒音防止、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出を抑制するために、自動車の駐停車時における不必要なエンジンの使用を止めること。

アダプトロード・プログラム

アダプトとは「縁組」という意味で、地域住民や企業、学校などにより、一定区の道路の美化活動や保全活動を図る取り組みのこと。

一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物。「ごみ」と「し尿」に分類される。また、「ごみ」は商店・オフィス・レストランなどの事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭系ごみ」に分類される。

エコアクション21

環境省が定めた環境経営システム・取り組み・報告に関するガイドラインに基づく制度。環境への取り組みを効果的、効率的に行うことを目的に、環境に取り組む仕組みを作り、取り組みを行い、それらを継続的に改善し、その結果を公表するための方法が織り込まれている。

エコツーリズム

地域ぐるみで自然や文化への興味関心を深め、その地域ならではの魅力を体験活動や観光で伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指していく取り組み。

エコドライブ

省エネルギー、二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減のための運転技術を指す概念。主な内容は、アイドリングストップの実施、経済速度の遵守、急発進や急加速、急ブレーキを控えること、適正なタイヤ空気圧の点検などがあげられる。

エコビジネス

環境保全に役立つ商品やサービスを提供したり、社会を環境保全型に変えるために必要な技術の開発等を行ったりするビジネスのこと。

温室効果ガス

地球の大気では、二酸化炭素(CO₂)などが温室のガラスに似た働きをし、その結果気温が上昇する。このような効果を持つガスを「温室効果ガス」といい、二酸化炭素のほか、メタン、亜酸化窒素、フロン類などがある。

か行

海洋プラスチックごみ防止6R県民運動

海洋プラスチックごみの増加に対応するため、県民一人ひとりによるプラスチックごみの発生抑制と海洋への流出を防止する静岡県による県民運動。一般的に使われる「4R」に、リターン(戻す)とリカバー(回復させる)を加えたもの。令和元年5月に発足。

外来種

もともと生息していなかった地域に、人為的に他の地域から持ち込まれた動植物のこと。

合併処理浄化槽

生活によって発生する排水のうち、し尿(トイレ汚水)と雑排水(台所や風呂、洗濯などからの排水)を併せて処理することができる浄化槽のこと。これに対して、し尿のみを処理する浄化槽を単独処理浄化槽という。

家庭用リチウムイオン蓄電池

住宅用の電気を蓄える蓄電システムのこと。近年、多発する大規模な自然災害による停電などへの対策、家庭用太陽光発電における固定価格買い取り制度の終了の影響により注目が高まっている。

環境基準

環境基本法に基づいて、政府が定める環境保全上の目標のこと。大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、地下水の汚染、騒音及びダイオキシン類について、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましいとされる基準が設定されている。

環境基本計画(国)

環境基本法に基づき、政府全体の環境保全に関する総合的・長期的な施策の大綱、環境の保全に関する施策を総合的か

つ計画的に推進するために必要な事項を定めるもの。循環・共生・参加・国際的取り組みを長期的目標に掲げ、平成30年4月に第5次環境基本計画が閣議決定された。

環境基本法

平成5年11月に制定された、環境政策の基本的方向を示す法律。地球環境問題や都市・生活型環境問題に対処していくために、個別に行われていた公害対策、自然環境保全の枠を超え、国・地方公共団体・事業者・国民など全ての主体の参加による取り組みが不可欠との観点から、環境行政を総合的に推進していくための法制度として整備された。

環境負荷

人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるもの。例えば、排出された窒素酸化物などの大気汚染物質、油などの水質汚濁物質、二酸化炭素などの温室効果ガスをいう。

環境マネジメントシステム (EMS)

EMS (Environmental Management System) の日本語訳で、事業者が法令等を遵守するだけでなく、自主的・積極的に環境の保全を進めるためのシステムのこと。具体的には、①環境保全に関する方針、目標、計画等を定め、②これを実行、記録し、③その実行状況を点検して、④方針等を見直すという一連の手順のこと。この手順の国際的な規格として、ISO14001シリーズが発行された。

気候変動に関する政府間パネル

IPCC(Intergovernmental Panel on Climate Change)の日本語訳で、国際的な専門家をつくる、地球温暖化についての科学的な研究の収集、整理のための政府間機構である。学術的な機関であり、地球温暖化に関する最新の知見の評価を行い、対策技術や政策の実現性やその効果、それがいない場合の被害想定結果などに関する科学的知見の評価を提供している。国際連合環境計画(UNEP)と国際連合の専門機関にあたる世界気象機関(WMO)が1988年に共同で設立した。

京都議定書

地球温暖化対策に向けて、平成9年12月京都で開催された地球温暖化防止京都会議で採択された気候変動枠組条約の議定書であり、平成17年2月16日に発効した。主に先進国で構成される締約国に対し、平成20年～24年の第一約束期間における温室効果ガスの排出を平成2年比で、5.2%(日本6%、アメリカ7%、EU8%など)削減することを義務付けている。日本では、総排出量に森林等吸収源及び京都メカニズムクレジットを加味すると5カ年平均で基準年度比8.4%減となり、目標値6%を達成した。2012年12月にカタールのドーハで開催された京都議定書第8回締約国会合(CMP8)において、京都議定書の改正案が採択された。2013年から2020年までの8年間を第2約束期間とすること、排出量を1990年の水準から少なくとも18%削減すること、新たに三ふっ化窒素(NF3)が削減対象のガスに追加されること、約束期間の途中で数値目標の上乗せができることなどが盛り込まれた。日本は第2約束期間に不参加を表明したため、数値目標がない。

クリーンエネルギー

電気、熱などに変えても二酸化炭素、窒素酸化物などを排出しない(または少ない)エネルギーのこと。一般的には、再生可能な自然エネルギー(太陽エネルギー、風力潮力、地熱等)が挙げられる。最近では、再生可能エネルギーなどの言葉の方が使われる。

グリーンカーテン

ツル性植物で建物の窓辺や壁面にカーテンを作る。熱エネルギーの遮断効果や葉の気孔からの水分蒸散により、日ざしを和らげ室温の上昇を抑えるほか、騒音の低減効果があるといわれている。

グリーン購入

商品やサービスを購入する際に必要性をよく考え、価格や品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先的に購入すること。平成13年には国等によるグリーン調達促進を定めるグリーン購入法が制定されている。

公害

事業活動等の人の活動により、広範囲にわたって、人の健康や生活環境に被害を及ぼすもの。大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭が典型7公害といわれる。

光化学オキシダント

工場や自動車排出ガスに含まれている窒素酸化物や炭化水素が、紫外線による光化学反応を繰り返すことによって生じる酸化性物質(オゾン、パーオキシアセチルナイトレートなど)の総称。気温や風速、日射量などの気象条件の影響を受け、夏期の風の弱い日差しの強い日に発生しやすい。目やのどへの刺激など人体への影響や農作物等に被害を与える。

コミュニティプラント

廃棄物処理法に基づき市町村の定める一般廃棄物処理計画に従って設置され、複数の家庭から排出されるし尿と生活雑排水を処理するための小規模な污水処理施設。

さ行

再生可能エネルギー

太陽光・太陽熱・風力・地熱・バイオマスなど、自然の力で定常的に利用することができるエネルギー。

里山

人里近くにある身近な自然で、人と動植物がバランスよく暮らしていける豊かな空間のこと。

産業廃棄物

廃棄物処理法及び同政令によって定められた工場・事業場等の事業活動によって発生する廃棄物のうち、建設廃材、廃油、廃プラスチック等、法令で定められた20種類の廃棄物のこと。多量発生性・有害性の観点から、汚染者負担原則に基づき排出事業者が処理責任を有するとされている。

静岡県環境基本計画

静岡県環境基本条例の基本理念である「健全で恵み豊かな環境の恵沢の享受と将来世代への継承」を図るため、平成9年3月に策定された計画。その後、計画の見直しが行われ、平成28年3月に「改訂版第3次静岡県環境基本計画（基本目標：環境の理想郷“ふじのくに”の創造～将来世代に引き継ごう「やすらぎと活力のある社会」～）」が策定された。

静岡県グリーンバンク

財団法人静岡県グリーンバンクは、寄付金などの善意を「緑」に変えて、花と緑が溢れる美しい街づくりを進めている団体のこと。主な事業としては、苗木・種子・球根等の配布や緑化工事への支援などを行っている。

次世代自動車

日本政府は運輸部門からの二酸化炭素削減のため、ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車等を「次世代自動車」と定め、2030年までに新車乗用車の5～7割を次世代自動車とする目標を掲げている。

自然公園

自然公園法に基づき、環境大臣が指定する国立公園及び国定公園、同法に基づく条例により都道府県が指定する都道府県立自然公園の3種類の公園の総称。

臭気指数規制

人の臭覚を使ってにおいを判断し、その結果から算出された「臭気指数」を使って工場等からの悪臭の排出を規制するもの。従来は悪臭物質の濃度を機器で測定し、その濃度によって規制していた。しかし、悪臭は複数物質の存在により、においの程度が変化する可能性があり、複数物質を機器で測定するにも限度があることから、臭気指数の導入が増えている。

循環型社会

天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減されている社会のこと。この社会の実現には、①廃棄物等の発生抑制、②循環資源の循環的な利用及び③適正な処分が確保されることが必要である。

新エネルギー

「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（新エネ法）」では、「技術的に実用段階に達しつつあるが、経済性の面での制約から普及が十分でないもので、石油代替エネルギーの導入を図るために必要なもの」とされている。具体的には、太陽光発電、風力発電、太陽熱利用、雪氷熱利用、バイオマス発電、バイオマス熱利用、バイオマス燃料製造（BDF）、廃棄物発電、廃棄物熱利用、廃棄物燃料製造、温度差エネルギー、クリーンエネルギー自動車、天然ガスコジェネレーション、燃料電池などがある。

森林環境税・森林環境贈与税

パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要なたたきを安定的に確保する観点から、平成29年12月に閣議決定した。国内に住所を有する個人に対して年額千円を課税する国税。市町村において、個人住民税均等割と併せて徴収され、税収は間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充てられる。制度の適用は、令和6年度から。森林環境譲与税は、国に一旦集められた税の全額を、間伐などを実施する市町村やそれを支援する都道府県に客観的な基準で譲与（配分）するもの。

水源かん養

森林の土壌が降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量をならして洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させ、水質を浄化する働きなどをいう。

生物多様性

生きものたちの豊かな個性とつながりのこと。地球上の生きものは40億年という長い歴史の中で、さまざまな環境に適応して進化し、3,000万種ともいわれる多様な生きものが生まれた。これらの生命は一つひとつに個性があり、全て直接に、間接的に支えあって生きている。生物多様性条約では、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性があるとしている。

世界農業遺産

正式には世界重要農業遺産システムという。伝統的な農業と、農業によって育まれ維持されてきた農地やため池・水利施設などの灌漑、技術、文化風習、風景、そしてそれを取り巻く生物多様性の保全を目的に、世界的に重要な地域を国連食糧農業機関（FAO）が認定するもの。

た行

ダイオキシン類

有機塩素化合物の一種であるポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン（PCDD）を略して、「ダイオキシン」と呼ぶ。また、このダイオキシンとよく似た毒性を持つポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）、コプラナーポリ塩化ビフェニル（C_o-PCB）をあわせて「ダイオキシン類」と呼ぶ。化合物中の塩素の数などによって多数の種類が存在し、そのうち毒性の強いものについては、高濃度に接したり、低濃度でも長期にわたって摂取したりすることによって、人体に悪影響が出る可能性がある。

地球温暖化

人の活動に伴って発生する温室効果ガスが、大気中に増加することによって地球の気温が上がる現象をいう。異常現象の発生、農業生産や生態系への影響が懸念されている。

地球温暖化対策の推進に関する法律

地球温暖化防止京都会議（COP3）で採択された「京都議定書」を受けて、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めたもの。平成10年10月に公布され、平成11年4月から施行されている。

地産地消

「地場生産・地場消費」を略した言葉で、「地域でとれた生産物をその地域で消費すること」をいう。消費者の食料に対する安全・安心志向の高まりを背景に、消費者と生産者の相互理解を深める取り組みとして期待されている。

中間処理・最終処分

事業者から生じた産業廃棄物は、収集運搬→中間処理→最終処分という工程を経て処分される。産業廃棄物の大きさを小さくしたり（減容）、再利用できるものを取り分けたりすること（選別）を中間処理という。これにより、産業廃棄物の約半分が再利用可能な資源に生まれ変わる。最終処分とは、産業廃棄物を適切に処理した上で、土の中に埋め立て、海に投棄し、その場所で産業廃棄物を保管し続ける処理方法のことである。

鳥獣保護区

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき、鳥獣の保護を図るため、必要があると認められる地域に指定するもので、鳥獣保護区内において狩猟は認められていない。

低公害車

ガソリン車やディーゼル車に比べて窒素酸化物や粒子状物質の排出が少ない自動車のこと。電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車、低燃費かつ低排出ガス認定車などが含まれる。

天然記念物

動物（消息地、繁殖地及び飛来地を含む）、植物（自生地を含む）及び地質鉱物（特異な自然の現象を生じている土地を含む）で学術上価値の高いもののうち、国や都道府県、市町村が指定したもの。

特定外来生物

外来生物のうち、特に生態系等への被害が認められるものとして、外来生物法（平成17年6月施行）によって規定された生物。特定外来生物に指定されると、ペットも含めて飼育、栽培、保管又は運搬、譲渡、輸入、野外への放出などが禁止されている。

な行

二酸化硫黄（SO₂）

石油や石炭など、硫黄分を含んだ燃料の燃焼により発生する。二酸化硫黄は呼吸器への悪影響があり、四日市ぜんそくの原因となったことで知られる。

二酸化窒素（NO₂）

石油や石炭などの窒素分を含んだ燃料の燃焼により発生する。高温燃焼の過程でまず一酸化窒素が生成され、これが大気中の酸素と結びついて二酸化窒素になる。呼吸器系に悪影響を与える。

は行

バイオマス

エネルギー資源として利用できる生物体（植物、動物など）のこと。バイオマスのエネルギー利用としては、燃焼して発電を行うほか、アルコール発酵、メタン発酵などによる燃料化や、ユーカリなどの炭化水素を含む植物から石油成分を抽出する方法などがある。

廃棄物

廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）により、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形又は液状のもの、と規定されている。廃棄物は、一般廃棄物と産業廃棄物に分類される。また、処理方法の区分によって可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみなどにも分けられる。

浮遊粒子状物質（SPM）

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、その粒径が0.01mm以下のものをいう。大気中に長期間滞留し、肺や気管などに沈着するなどして呼吸器に影響を及ぼすおそれがあるため、環境基準が設定されている。工場の事業活動や自動車の走行などに伴い発生するほか、風による巻き上げなどの自然現象によるものもある。

ふんわりアクセル

発進から最初の5秒間で時速20キロに達するくらいのやさしい加速を目安としたもの。

保安林

水源のかん養、災害の防備、生活環境の保全・形成等の公共的機能を高度に発揮させる必要のある森林で、森林法に基づいて指定された区域。保安林内においては、特別な場合を除いて都道府県知事の許可を受けなければ立木の伐採、土地の形質変更などの行為はすることができない。

ポケットパーク

市街地の一角につくられる小さな公園のこと。

や行

有害化学物質

化学物質の中には、人体や生態系への影響が深刻に懸念されるものがあり、それらを総称して有害化学物質という。現在、世界では、工業的に使われるものだけでも約10万種類の化学物質が流通している。

優良農地

一団のまとまりのある農地や整備を行い生産性が向上した農地など良好な営農条件を備えた農地。

リサイクル

廃棄物として処分される物を回収し、再生利用すること。紙、アルミ、ガラス、鉄、プラスチックなどの回収が行われている。

リデュース

廃棄物をリユース、リサイクルする前に、発生自体を抑制すること。使い捨て製品や不要な物を購入しないこと、廃棄物を分別・減量して発生量削減に努めることである。

リバーフレンドシップ制度

市民や団体等がリバーフレンド（川とともだち）となり、川の清掃や除草等の河川美化活動を行い、地域全体で身近な環境保護への関心を高めることを目的とした取り組み。

リフューズ

必要のないものを断ることを指し、スーパーのレジ袋を断りエコバッグを使う、レストランなどで割り箸を断りマイ箸を使う、などが該当する。これにより廃棄物になるものの発生を未然に防ぐことが可能となる。

リユース

使用を終えた製品を、形を変えずに他の利用法で用いること。一例として、使用済みの容器を回収、洗浄、再充填して繰り返し利用する「リターナブルびん」があり、その代表的なものがビールびんである。

レッドリスト・レッドデータブック

絶滅のおそれのある野生生物の情報をとりまとめた本で、国際自然保護連合（IUCN）が昭和41年に初めて発行し

た。日本では平成3年に環境庁（現在の環境省）がレッドデータブックを作成し、平成12年からはその改訂版が発行されている。静岡県では平成16年に県版レッドデータブックが公表された。

英数

BOD（生物化学的酸素要求量）

水中の有機物が、微生物によって酸化されるときに必要なとされる酸素の量で、河川の有機性汚濁を測る代表的な指標である。数値が大きいほど汚濁の程度が高い。

ESG・ESG投資

ESGとは、環境（Environment）、社会（Social）、ガバナンス（Governance）の頭文字を取ったもの。今日、企業の長期的な成長のためには、ESGが示す3つの観点が必要だという考え方が世界的に広まってきている。ESG投資は、従来の財務情報だけでなく、ESG要素も考慮した投資のことを指す。

GRP

域内総生産（GRP、Gross Regional Product）。1年間同じ地域（市町）に住んでいる人々によって新たに生産されたモノやサービスの付加価値のことです。GDPの狭義。

ISO14001

国際規格認証機構（ISO:International Organization for Standardization）のこと。この機構が環境管理（マネジメント）の規格として、ISO14001シリーズを作成した。事業所は、環境管理を実施する際に、この規格を標準的な手法として用いることができる。また事業者は、この規格に基づいて環境管理を行っていることについて、第3者（審査登録機関）の認証を受けることで、環境に配慮した活動を行っていることを国際的に証明することができる。

NPO

NPOとは、英語の（Non-Profit Organization）の略で、ボランティア団体や市民活動団体などの「民間の非営利組織」のこと。社会の様々な課題に対して、利益拡大のためではなく、その課題に関する使命の実現のために活動する組織である。

PM2.5（微小粒子状物質）

大気中に浮遊している $2.5\mu\text{m}$ （ $1\mu\text{m}$ は 1mm の1千分の1）以下の小さな粒子のことで、従来から環境基準を定めて対策を進めてきた $10\mu\text{m}$ 以下の粒子である浮遊粒子状物質（SPM）よりも小さな粒子。PM2.5は非常に小さいため（髪の毛の太さの $1/30$ 程度）、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系の影響に加え、循環器系への影響が懸念されている。

PRTR制度

有害性が疑われる化学物質が、どこから、どのくらい、環境（大気・水域・土壌など）中へ排出されているか（排出量）、廃棄物などとして移動しているか（移動量）を把握し、集計・公表する仕組み。事業者の化学物質管理を促進したり、化学物質リスクコミュニケーションの基礎資料となったりして、環境中の化学物質のリスク低減を目的とする。

SDGs

2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓っている。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本も積極的に取り組んでいる。

3R

リデュース（Reduce：発生抑制）、リユース（Reuse：再使用）、リサイクル（Recycle：再生利用）、の3つの頭文字をとったものをいう。

4R

リデュース（Reduce：発生抑制）、リユース（Reuse：再使用）、リサイクル（Recycle：再生利用）、リフューズ（Refuse：断る）の4つの頭文字をとったものをいう。

菊川市生活環境部環境推進課

〒439-8650

静岡県菊川市堀之内61番地

電話 0537-35-0916

FAX 0537-35-0981